

平成21年9月10日(木曜日)午前10時00分開議

全 員 協 議 会 室

本日の会議に付した案件

- 認定第1号 平成20年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について
認定第2号 平成20年度笠間市笠間水道事業会計決算認定について
認定第3号 平成20年度笠間市友部水道事業会計決算認定について
認定第4号 平成20年度笠間市岩間水道事業会計決算認定について
認定第5号 平成20年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について

出 席 委 員

委 員 長	常 井 好 美 君
副 委 員 長	海老澤 勝 君
委 員	野 口 圓 君
”	鈴 木 裕 士 君
”	鈴 木 貞 夫 君
”	杉 山 一 秀 君
”	小園江 一 三 君
”	須 藤 勝 雄 君

欠 席 委 員

な し

出 席 説 明 員

消 防 長	杉 山 豊 君
上 下 水 道 部 長	大和田 俊 郎 君
福 祉 部 長	岡 野 正 三 君
産 業 経 済 部 長	岡 井 俊 博 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	町 田 誠 一 君
消 防 次 長 兼 警 防 課 長	角 田 恵 司 君
消 防 本 部 総 務 課 長	大 津 洋 一 君
消 防 本 部 予 防 課 長	橋 本 泰 享 君

消防本部通信指令課長	大月幸雄君
消防本部総務課主査	山口浩一君
水道課長	長谷川輝男君
水道課長補佐	市川芳弘君
水道課主査	松岡進一君
水道課主査	飯田昇君
水道課主査	小沼完治君
下水道課長	藤田幸孝君
下水道課長補佐	友部信夫君
下水道課集落排水推進室長	中庭栄一君
下水道課主査	飯田聡君
下水道課主査	山田優君
下水道課主査	内桶建一君
下水道課主査	石井敬司君
社会福祉課長	藤枝政弘君
笠間支所福祉課長	小滝徳治君
岩間支所福祉課長	菅谷光男君
社会福祉課長補佐	森幸信君
社会福祉課主査	鷹松丈人君
社会福祉課主査	重藤洋一君
社会福祉課主査	長谷川康子君
社会福祉課主査	飯村美奈子君
子ども福祉課長	櫻井史晃君
子ども福祉課少子化対策室長	海老沢耕市君
子ども福祉課長補佐	小田野恭子君
子ども福祉課主査	米川健一君
子ども福祉課主査	小薬進君
子ども福祉課主査	岡野裕君
保育所所長	根本寿子君
高齢福祉課長	川井健一君
高齢福祉課長補佐	秋山久男君
高齢福祉課主査	吉野幸江君
高齢福祉課主査	上野学君
高齢福祉課主査	小澤宝二君
農政課長	小山口忠栄君

農政課副參事	柴山	昭君
農政課長補佐	野口文	男君
農政課農政企画室長	方波見	誠君
農政課笠間分室長	田口孝	市君
農政課岩間分室長	池田猛	夫君
農政課主査	鈴木伸	男君
農政課主査	伊勢山	裕君
農政課主査	金木雄	治君
農村整備課長	持丸正	美君
農村整備課長補佐	稻田	稔君
農村整備課主査	田代泰	英君
農村整備課主査	久野	穰君
商工観光課長	河原井規	夫君
商工観光課長補佐	荒川孝	次君
商工観光課主査	箱守司	郎君
商工観光課主査	菅井敏	幸君
農業委員会事務局長補佐	井川富	美君

出席議会議務局職員

事務局長	高野幸洋
事務局次長	前嶋晃司
次長補佐	内桶秀男
主査	高野一

午前10時00分開議

常井委員長 おはようございます。

委員の皆さん、そして執行部の方々におかれましては、昨日に引き続き大変ご苦労さまでございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席委員は全員であります。

定足数に達していますので、ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

本日は、消防本部、上下水道部、福祉部、産業経済部、農業委員会事務局所管の一般会計及び特別会計歳入歳出決算、並びに企業会計決算の審査を行います。

議案説明のため出席を求めた者は、別紙名簿のとおりであります。

本日の会議の記録は、内桶補佐にお願いします。

また、横倉きん議員より傍聴したい旨の申し出がありましたので、許可をいたしましたのでご報告を申し上げます。

常井委員長 それでは、初めに、消防本部所管の一般会計歳入歳出決算の審査に入ります。

歳入、歳出決算と続けて説明を願います。

消防本部総務課長大津洋一君。

大津消防本部総務課長 消防本部所管の歳入歳出決算についてご説明いたします。

歳入についてでございますが、恐れ入りますが、決算書21ページをお開き願います。

一番下の行になります。13款、2項、4目消防手数料、22ページになりますが、収入済額218万9,850円、これは危険物施設の許認可の手数料でございます。

次に、29ページをお開きください。

下段の16款財産収入、1項、2目利子及び配当金、収入済額2,090万2,618円のうち消防分といたしましては、9,489円を消防団報償基金利子として収入してございます。

次に、35ページをお開きください。

上から5段目になります。18款、2項、15目消防団ほう償基金繰入金26万7,600円を繰り入れてございます。

次に、41ページをお開きください。

一番上の行になります。4目雑入、2節雑入、収入済額3億6,781万1,920円のうち、消防本部所管分は3,065万8,601円でございます。雑入の内訳でございますが、消防団等公務災害補償等共済基金、高速自動車救急支弁金、そのほか4件の収入でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出に移らせていただきます。

恐れ入りますが、97ページ、98ページをお開きください。

8款、1項、1日常備消防費、予算現額計で11億8,595万7,000円、支出済額11億7,910万2,852円、不用額685万4,148円でございます。

歳出の主なものは、2節給料から9節旅費までの人件費及び消防業務上の燃料費、消耗品費、修繕費と18節の備品購入費でございます。

8節報償費、支出済額208万8,000円につきましては、消防水利施設使用謝礼としまして防火水槽696基分でございます。

次に、18節備品購入費343万2,555円の主なものは、半自動除細動器、バックボード、パルスオキシメーターでございます。

19節負担金補助及び交付金574万8,130円の主なものでございますが、救急隊員1名を救急救命東京研修所へ半年間派遣しまして救急救命士1名を養成しましたほか、県立消防学校へ、専門知識・技術の習得を目的に火災調査や救急救助課程などに14名の職員を入校させております。

次に、非常備消防費についてご説明いたします。

2目非常備消防費、予算現額計で8,726万1,000円、支出済額7,562万187円、繰越明許費864万円、不用額300万813円でございます。

主な支出でございますが、1節報酬1,666万2,000円につきましては、消防団員報酬でございます。

8節報償費1,650万6,600円につきましては、退団消防団員57名分の報償費でございます。

次に、100ページをお開きください。

上から2行目になります。18節の備品購入費でございますが、消防団防火衣138着、防塵マスク750個の整備につきましては、地域活性化・生活対策臨時事業でございます。これにつきましては、864万円繰越明許費となっております。

19節負担金補助及び交付金2,036万1,640円の主なものでございますが、消防団員802名分の消防団員退職報償金掛金及び公務災害共済金掛金でございます。

次に、3目消防施設費、予算現額計で1億7,086万5,000円、支出済額1億3,863万7,670円、繰越明許費2,858万5,000円、不用額364万2,330円でございます。

15節工事請負費、支出済額1億2,028万3,800円でございますが、主なものは、消防緊急指令システムの老朽化に伴い指令装置の部分更新を行いました。そのほか、消防団の置き場兼詰所1棟の新築工事を行っております。

18節の備品購入費、支出済額288万6,765円でございますが、主なものは、消防団用ポータブル発電機、消防団用消防ホースの購入費でございます。そのほか、地域活性化・生活臨時事業により、消防団の消防ポンプ自動車2台及び小型ポンプ1台、資機材搬送車を整備することにより災害対応の強化を図っております。これにつきましては、2,818万3,000円の繰越明許費となっております。

19節の負担金補助及び交付金ですが、消火栓7基分の設置負担金でございます。

以上で、消防本部所管にかかわる決算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願
いいたします。

常井委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

野口委員。

野口 圓委員 今、説明いただいた19節の負担金補助及び交付金のところで、前年が
464万8,000円なんですね。ことしが2,000万円なんですけれども、退職金等の掛金とい
うと、普通は同じような金額になるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。100ペ
ージの上から3段目。

常井委員長 消防本部総務課長大津洋一君。

大津消防本部総務課長 負担金補助及び交付金についてご説明いたします。

昨年の消防団員が773名、20年が802名ということで、消防団員の方が増加しましたので、
そのような金額が増加しております。

以上でございます。

常井委員長 ほかにありませんか。

小園江委員。

小園江一三委員 2点ほどお伺いします。

支出の方で、総体的に不用額が多い。もう一つ、18節備品購入費、これは説明いただ
いたので納得しました。13節の委託料900何万何がしの予算額に対して、繰越明許費が250万
円も出ている、次の年にまたがったということはどういうことか、説明してください。

ページは98から100までの間で、全体的に不用額が多いと。それから、100ページの13節
の委託料、943万2,000円の予算額に対して250万円も次の年にまたがった、繰り越したと
いうのはどういう理由か、それだけです。

常井委員長 大津洋一君。

大津消防本部総務課長 まず、繰越明許費の件についてでございますが、これは地域活
性化・生活対策臨時事業で行いましたものが繰越明許費となっております。

常井委員長 小園江委員。

小園江一三委員 全体的に不用額が多いということはどういうことか。

常井委員長 大津洋一君。

大津消防本部総務課長 不用額についてご説明いたします。

まず、常備消防の11節の需用費、72万5,295円の不用額が出ております。これは昨年経
費節減に努めたものでございます。

そのほか12節の役務費、131万4,513円の不用額についてでございますが、これも経費節
減に努めたものでございます。

非常備消防費、8節の報償費でございますが、不用額として111万3,400円が出ております。これについては、退団消防団員の報償金、退団者が少なかったためでございます。

同じく非常備消防費の9節旅費51万9,120円が不用額として出ております。これは消防団員の出勤回数が少なかったためでございます。

また、11節の需用費、40万9,670円が不用額と出ておりますが、これは消耗品等の経費削減によるものでございます。

以上でございます。

常井委員長 小園江委員。

小園江一三委員 わかりました。

100ページの委託料、消防では何委託しているの。

常井委員長 杉山消防長。

杉山消防長 消防の杉山です。

100ページの委託料といいますと、消防施設費の13節の委託料でよろしいですか。この96万5,000円の予算に対しまして82万5,300円の支出、支出残が13万9,700円ということについてのご説明でよろしいでしょうか。

小園江一三委員 支出額が692万4,750円、それで繰越明許費が250万円と。

杉山消防長 災害対策ですか。

小園江一三委員 災害対策。

杉山消防長 災害対策の部分は総務課の方の所管になっております。

小園江一三委員 わかりました。失礼、申しわけない。

常井委員長 鈴木(裕)委員。

鈴木裕士委員 この成果報告書169ページの中で、上の最初の四角のますの中、下の方に、予防査察、再検査を含む1,011件。去年は660件で、相当ふえているわけですがけれども、いわゆる当初予定した数字に比べて、この1,011件というのはどのぐらいの割合になっているのか。それと、査察をやるとすると、ある1箇所について何年ごとに査察をやるような形になっているのか、いわゆる頻度ですね。この辺についての回答。

それから、もう一つは、一般家庭に火災報知器の設置を義務づけられている。この設置割合。それから、これから設置数をふやすためにどういった策を考えているのか。

大きく分けて、この2点についての回答をお願いします。

常井委員長 予防課長橋本泰亨君。

橋本消防本部予防課長 予防課長の橋本泰亨孝です。よろしく願いいたします。

ただいまご質問のありました予防査察の達成割合と、それから住宅用火災警報器の設置割合と今後増加への対応策ということで、2点ほどご質問がありましたので、お答えいたします。

まず、初めに予防査察についてでございますが、予防査察の執行件数につきましては、

昨年度から消防用設備等の設置義務のある建築物及び危険物許可施設の規模や危険度等を勘案いたしまして、1年度において実施する実施サイクル基準を定めて実施するようしております。それに伴う昨年20年度の実施件数につきましては820件でございます。それに伴って昨年度実施した件数が876件ということで、107%の割合になるかと思っております。これは、査察対象施設全体の割合としましては約35%になります。

それで、この実施サイクルでございますが、消火設備等がついている消防規制がかかっている建築物につきましては、現在、笠間市内に2,136棟ございます。それから、危険物許可施設が364施設ということで、これら建築物につきましては、規模や危険度等を勘案しまして1年から5年のサイクルで実施する。それから、危険物施設につきましては、1年で実施するものと3年間で実施するものとに分けて実施するように、昨年度から決めて実施しております。

それで、この資料でお示ししております昨年度の予防査察件数1,011件の内訳につきましては、この基準に基づいて昨年度実施した876件に、これらについて行った再検査数135件を合計した数でございます。

以上が、予防査察に関するお答えでございます。

次に、住宅用火災警報器の設置割合と設置数の増加に対する対応策でございますが、住宅用火災警報器の設置割合につきましては、今年8月31日現在、当消防本部で把握している住宅戸数は5,068戸でございます。これは笠間市の世帯数に対する割合としましては、約18%という数字になっております。

設置数増加の対応策といたしましては、共同住宅等につきましては、所有者等に対する文書指導と不動産管理会社への協力依頼、それから戸建て住宅につきましては、普及啓発リーフレット等を各世帯に配布いたしまして市民の周知を図る、また地区単位等における共同購入等を周知推進していく中で普及率の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

常井委員長 質疑を終わります。

入れかえのため暫時休憩いたします。ご苦労さまでした。

午前10時19分休憩

午前10時21分再開

常井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、上下水道部水道課所管の笠間市笠間水道事業会計決算の審査に入ります。

歳入、歳出決算と続けて説明を願います。

水道課長長谷川輝男君。

長谷川（輝）水道課長 それでは、水道事業会計の決算のご報告を申し上げます。

まず、初めに笠間市の笠間水道事業決算報告であります。

恐れ入りますが、決算書の2ページをお開き願います。

まず、収益的収入及び支出でございます。

収入の部、1款の水道事業収益、決算額を申し上げますと、7億5,275万5,921円でございます。

内訳でございますが、営業収益が5億8,025万865円、これは料金、加入金等でございます。

次に、営業外収益としまして1億7,250万5,056円、これにつきましては預金利息、それから一般会計からの補助金としまして高料金の対策補助金が1億6,770万円入っております。

続きまして、支出の部でございます。1款水道事業費用でございます。決算額を申し上げます。7億3,891万6,880円であります。

1項の営業費用でございますが、6億2,685万455円でございます。この主なものは、県水の受水費が3億4,000万円、それから受託工事費が2件で1,800万円、それから減価償却費が1億7,700万円等でございます。

なお、これにつきましてはの不用額につきましては、受水費の不用額でございます。それから、修繕費が若干不用額として発生しております。

続きまして、営業外費用につきましては1億1,009万2,342円でございます。これは企業債の利息と消費税でございます。不用額につきましては、消費税の不用額でございます。

それから、特別損失でございますが、197万4,083円でございます。これにつきましては水道料金の過年度分の不納欠損分でありまして、笠間水道につきましては32人分を不納欠損いたしております。主な内容につきましては、本人の死亡、それから倒産、それから転居先不明等でございます。

続きまして、4ページをお開きください。

資本的収入及び支出でございます。

まず、1款の資本的収入の決算額でございますが、6億198万3,000円でございます。

1項の企業債につきましては5億6,920万円、これは企業債借りかえ分等も含んでございます。

それから、他会計の出資金としまして1,436万3,000円でございます。これは広域化対策費として出資金を笠間市から来るものでございます。

それから、3項の他会計負担金42万円につきましては、消火器の管理費でございます。

それから、7項工事負担金1,800万円、これにつきましては補償工事としまして県から入を受けるものでございます。

続きまして、支出の資本的支出、決算額7億9,948万4,658円でございます。

それから、建設改良費につきましては5,703万6,428円でございます。企業債の償還金7億2,187万775円でございます。この内訳としましては、借りかえ分が5億5,920万円、通

常分として1億6,200万円でございます。

それから、笠間拡張事業費としまして2,057万7,455円でございます。

なお、収入と支出を比較しますと、収入額に対しまして支出額が不足する額1億9,750万1,658円につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額337万6,858円、それから過年度分損益勘定留保資金から1億9,412万4,800円で補填をしてございます。

続きまして、その次の6ページをお願いいたします。

20年度の損益計算書でございます。

これにつきましては、去年の4月からことしの3月いっぱいまでの経営成績を明らかにするためのものございまして、まず、営業収益が、給水収益、その他の営業収益等まで入れまして5億5,264万4,631円です。

営業費用につきましては、原水及び浄水費から7の資産減耗費まで含めまして6億718万2,379円、したがって5,453万7,748円がマイナスとなっております。

それから、営業外収益におきましては、受取利息から雑収益まで含めまして1億7,247万4,343円でございます。雑収益につきましては、下水道料金と合わせまして使用料徴収している関係で、下水道課の方から委託料をいただくものでございます。

それから、営業外費用につきましては、支払利息でございますが、1億559万7,642円、したがって、営業外の収益及び費用につきましては、6,687万6,701円が黒字ということになります。

したがって、営業外収益の赤字から営業外費用等の黒字を差し引きますと、1,233万8,953円が経常利益となるものでございます。

それから、5の特別損失でございます。過年度損益修正損でございます188万107円、これにつきましては、先ほど申し上げました不納欠損でございます。したがって、当年度の未処理の欠損金は、黒字の1,045万8,846円を引きますから、当年度の未処理の欠損金としましては、若干欠損金が縮小しまして2億540万3,162円となるものでございます。

続きまして、次の8ページをお開き願います。

剰余金の計算書でございます。

ただいま損益計算の方で説明申し上げましたが、利益が出た場合には、こちらの利益剰余金の方で積み立て等をするものでございますが、笠間事業につきましては、利益については欠損金がある関係で出ておりませんので、剰余金はありませんので、説明の方は省かせていただきます。

もう1枚めくっていただきまして、12ページをお願いいたします。

貸借対照表でございますが、左側が資産の部、13ページ、右側が負債と資本の部ということで、こちらが相対照的に記載されておりますが、数字的には左と右が同じ額になるということで、いわゆるバランスシートと呼ばれているものでございます。

まず、資産の部でございますが、有形固定資産、(1)、イの土地からずっと下まで、

への工具器具及び備品、減価償却累計額まで入れまして、有形固定資産の合計が64億816万6,685円でございます。

それから、流動資産、現金預金が7億3,553万8,323円、未収金が1億4,694万3,516円、これにつきましては、使用料の過年度分と3月の検針分、合わせましてこの数字になってございます。

それから、貯蔵品につきましては、修繕用の材料等が278万7,379円、前払金が214万円ということで、有形固定資産、流動資産すべて合わせましての資産合計が、72億9,557万5,903円となるものでございます。

次の右のページお願いいたします。

負債の部でございますが、流動負債勘定でございます。未払金が、工事代金の未払であります、3,472万4,212円、その他の流動負債が973万9,706円、これは下水道料金の預かり金でございます。合わせまして、負債合計が4,446万3,918円でございます。

資本の部でございますが、4の資本金勘定から剰余金勘定まで含めまして、剰余金の勘定合計が、右下の3番目で24億5,884万2,604円となります。資本合計が72億5,111万1,985円、負債資本合計が72億9,557万5,903円ということで、左側の数字と一致をするものでございます。

次の14ページから29ページにおきましては決算付属書類となっております。後ほどごらんをいただければと思います。

以上で説明を終わりにさせていただきます。

常井委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、挙手をお願いします。

杉山一秀君。

杉山一秀委員 12ページの未収金というところがありますけれども、こういうお金はどんなふうにするんでしょうか、お尋ねをいたします。

常井委員長 長谷川輝男君。

長谷川（輝）水道課長 ただいまのご質問ですが、ご説明申し上げましたように、この未収金につきましては、平成20年度までの過年分の未納の使用料金でございます。それから、3月に検針したものは、4月以降が納期になりますから、未収金として計上するものでございます。合わせまして、1億4,694万3,516円となるものでございます。

常井委員長 杉山委員。

杉山一秀委員 そうしますと、実際にはもっと少ないと。4月に入れば、ずっと少なくなるということなんでしょうかね。

常井委員長 長谷川輝男君。

長谷川（輝）水道課長 1番目にも出てございますが、3月31日現在で締めております

から、当然、4月になればこの数字は減っていくものであります。

以上です。

常井委員長 杉山委員。

杉山一秀委員 その額がわかればちょっとお尋ねをしたいと思ったのですが、4月に入った後の残高ですね。

常井委員長 長谷川輝男君。

長谷川（輝）水道課長 ただいまのご質問、ちょっと今お時間いただかないと数字が出ませんから、後でお示しさせていただきます。

常井委員長 いいですか。

杉山一秀委員 はい。

常井委員長 続いて、鈴木裕士君。

鈴木裕士委員 質問ちょっと多くあるんですけれども、笠間水道事業について、ほかの水道事業に比べて、いわゆる無効水量の割合が高いんですよ。これは前からで、今期に限ったわけじゃないですけれども、今まで決算特別委員会に参加しまして漏水調査やったりということなんですけれども、この漏水調査、これの進捗状況がどうなのかということ。

それから、当然水がどこかに漏れちゃっているわけですから、配水管の布設替え、これは当然私自身としてはやるべきだと思うんですけれども、実際の工事に充当しているお金が非常に少ない。基本的にどういった考えでいるのかということ。

それから、三つ目として、受水費、これが1.766%減少。ところが、配水量は4.23%減少。配水量の方が多く減っているのに受水費は余り減ってないと。単なるタイムラグの問題なのかという問題ですね。

それと、今、杉山委員の方から質問があったことに関連するんですけれども、6カ月以上、水道料を滞納したという件数と金額どれぐらいになるのか。

それから、料金滞納が発生すれば給水ストップするかと思うんですけれども、どの時点で給水ストップをするのか。

以上についてお願いします。

常井委員長 水道課長長谷川輝男君。

長谷川（輝）水道課長 ただいまのご質問ですが、無効水量の関係で、当然、石綿管等の布設替えの対策をしなければならぬということで、その前に笠間市の水道事業では漏水調査を一昨年19年度からやっております、ことしが3年目になるかと思いますが、そういう中では、管路の延長が全部で321キロございまして、そのうちの222キロが漏水調査終わってございまして、ですから、漏水調査の進捗状況になりますと、68.5%が今のところ調査が済んでいるという状況であります。

漏水調査の結果、その漏水箇所がわかれば、当然、工事を行って漏水を少なくするという形で今のところ進めております。

今後の状況につきましては、特にことしにつきまして、笠間の事業の中では3カ所ほど工事箇所を予定しております。そのうちの1カ所は既に終わっておりますが、あとの2カ所については、11月に工事の発注をする予定で、現在、設計の方を進めている状況でございます。

それから、受水費と配水量の関係でございます。配水量が多く減っているのに受水費がそんなに減らないというようなご趣旨のご質問かと思うんですが、当然、県の場合には基本水量がありまして、笠間の場合は日最大6,700立方メートルを契約しております。その基本量の関係で、配水量がふえても、基本量が6,700までいかない場合にはそんなに費用には反映してこないということの結果だと私は思っております。

それから、6カ月以上の未納というか、それから未納者への給水停止関係のご質問でございます。それにつきましては、6カ月間に限って言いますと、全笠間地区におきましては、納付書1枚が1件というところからいけますと、笠間地区で4,213件で、金額が約4,000万円弱になっております。笠間については、そういった形で推移しております。

それから、給水ストップの関係でございますが、未納が発生しますと、当然督促状を発送して、督促状で納付がない場合には、催告書を発送します。それでも応じない場合には、給水停止の予告を講じます。あくまでもこの予告の場合には本人か家族の者に行き会うことが前提になっておりますが、そこで通知を持っていくと。それでも納付誓約とか納付がない場合には、給水停止をするということで、実はことしの給水停止の事務の執行を現在やっております。笠間地区につきましてはきのう6人の方の給水停止を執行しました。きょう岩間地区については3件、友部地区については翌月以降に実施をする予定でございますが、こういった状況で、笠間地区については、6人の方にきのうの段階で給水停止を実施しました。そういったところ、給水停止をされたので、1人の方はきのうのうちにおいでいただいて納付をされたということになっております。

以上でございます。

常井委員長 鈴木(裕)委員。

鈴木裕士委員 漏水調査、先ほど321キロの総延長の中で222キロ済んだということですが、それと布設替え3カ所やるということですが、それにしても、この無効水量、確かに20年度無効水量の量は減ってはいますけれども、その調査の終わった割合、あるいは工事をした割には無効水量の量の減り方がちょっと少ないような気がしますけれども、この辺どういった原因が考えられるのか。

それから、もう一つ、料金滞納ですけれども、いわゆる順番を踏んでストップするというのはわかったんですけれども、滞納が発生してストップするまでの期間、これはどれくらいなのか。

この二つについてお願いします。

常井委員長 長谷川輝男君。

長谷川（輝）水道課長 無効水量の原因なのですが、漏水調査の結果の中では給水管、導水管等の箇所はわかるんですが、それ以外の箇所というのがなかなか突きとめることが、我々も課題であるんですね。ですから、他市町村等の状況等も聞きながら、こういった手法でやっていったらいいかというのは、これからの検討課題にさせていただきたいと思っています。

それから、滞納の手順であります。これにつきましては、先ほど給水停止までの順番的なものは申し上げましたが、日数的なものについては、今ちょっと手持ちの資料はないんですけれども、納期の2週間までにまず督促状を発送します。それから約1カ月程度様子を見て催告状という形になります。それからまた余裕、1カ月から2カ月見て、給水停止の予告という形で、ある程度時間を置かないと、納める方についてもお金をつくるという工面もありますので、そういった時間的な余裕はあげて納付を促すという形で考えております。

常井委員長 質疑を終わります。

次に、笠間市友部水道事業会計決算の審査に入ります。

歳入、歳出決算と続けて説明を願います。

水道課長長谷川輝男君。

長谷川（輝）水道課長 続きまして、友部水道事業について決算の説明を申し上げます。決算書の32ページをお開き願います。

まず、収益的収入の収入の部でございます。1款の水道事業収益でございます。決算額が7億7,146万5,584円、内訳でございますが、1項営業収益が7億6,312万2,615円、営業外収益が834万2,969円、預金利息、それから消火栓の管理費等でございます。

続きまして、支出の部でございますが、水道事業費用、決算額6億8,193万101円でございます。内訳でございますが、営業費用6億662万9,587円でございます。不用額が発生しておりますが、これにつきましては、県からの受水費、それから動力費等の不用額でございます。営業外費用につきましては、7,441万9,375円でございます。不用額につきましては消費税でございます。

特別損失でございますが、88万1,139円でございます。不納欠損が22万5,676円ありました。それから、漏水による減免措置が65万5,463円でございます。合わせまして88万1,139円でございます。

それから、次の34ページをお開き願います。

資本的収入及び支出でございます。

まず、収入でございますが、資本的収入、決算額4億1,420万円、内訳でございますが、企業債4億1,420万円でございます。

続きまして、支出でございます。資本的支出、決算額が5億4,930万2,431円でございます。内訳でございますが、建設改良費が4,602万8,397円でございます。不用額につきまし

ては、入札の差額でございます。それから、企業債の償還金が5億327万4,034円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億3,510万2,431円につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額219万1,817円、それから過年度分の損益勘定留保資金1億3,291万614円で補填をしております。

次に、36ページをお願いいたします。

損益計算書、1年間の経営状況でございます。

営業収益が、料金、加入金等で7億2,688万9,638円です。費用につきましては、原水及び浄水費から資産減耗費まで入れまして5億8,966万2,361円、したがって、営業利益が1億3,722万7,277円でございます。

営業外の収益でございますが、808万710円でございます。営業外の費用につきましては5,714万3,239円、収益から費用を引きますと、赤字の4,906万2,529円でございます。経常利益につきましては8,816万4,748円の黒字でございます。

特別損失でございますが、不納欠損分等でありまして、85万9,761円でございます。当年度の純利益が8,730万4,987円、したがって、当年度分未処分利益剰余金は5億1,107万8,224円となるものでございます。

その次の38ページになります。

剰余金計算書であります。損益計算書でもご説明申し上げましたが、友部事業につきましては約8,700万円ほどの利益が出ております。利益が出ている関係で、この剰余金の計算につきましては、法定の規定に基づきまして、利益分の20分の1以上を利益剰余金の部で積み立てをなさうという規則がございます。その関係で、去年の利益8,730万4,987円に対しまして20分の1ですので、利益剰余金の部の減債積立金の方に積み立てをするものでございます。今出ている544万円は、去年の積み立て状況でありまして、今申し上げました数字につきましては、1枚めくっていただきまして、41ページの剰余金の処分計算書、こちらに出ておりますように、減債積立金の方に437万円を積み立てをするものでございます。

それから、その次の42ページ、貸借対照表でございます。

資産の部につきまして、まず固定資産勘定で、有形固定資産、土地から工具器具までありまして、合計が51億2,089万544円でございます。固定資産勘定合計が51億2,089万544円になるものでございます。

それから、流動資産勘定につきましては、現金預金から未収金、貯蔵品、前払金入れまして10億68万946円、したがって、資産合計が61億2,157万1,490円になります。

右側のページ、負債の部、それから資本の部でございます。

まず、負債の部の流動負債勘定につきましては、未払金、これは工事代金でございますが、3,912万9,663円、その他流動負債、先ほども申し上げましたが、下水道料金の預かり

分でございます。したがって、負債の合計が4,839万9,801円となるものでございます。

それから、資本の部は、資本金勘定、剰余金勘定の合計でございます。負債と資本合わせまして61億2,157万1,490円ということで、左側のページの資産の部と同じ数字になるものでございます。

44ページから59ページにつきましては、同じく決算付属書類でございます。後ほどごらんをいただきたいと思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。

常井委員長 説明を終わります。

これより質疑に入ります。

鈴木裕士君。

鈴木裕士委員 一つは、受取利息、これが昨年度に比べて物すごくアップしているんですけども、そのアップした理由、あるいはその資金の運用方法がどう変わったのか、これが一つ。

それから、受水費が9.6%アップ、配水量が0.6%アップという調べた結果なんですけれども、この原因、理由。それと、友部水道の場合の自家水の割合というのがどれくらいだったのか、この点についてのお答え。

それから、三つ目として、松山団地鉛管の解消工事、これについて、3月末、それと直近での進捗状況、それから完了予定時期がどうなのか、この点についての回答をお願いします。

常井委員長 水道課長長谷川輝男君。

長谷川（輝）水道課長 ただいまのご質問の件ですが、利息の関係で、19年と比べまして、20年度の決算につきましては大分上がっております。19年度の現金の保管等につきましては、決済性預金ということで安全な方法とりましたので、無利子の預金方法をとっております。昨年につきましては、普通預金にかえまして、それから昨年の9月以降につきましては半年間の定期預金、そういった関係で利息が上がっております。

ちなみに、昨年の6月に定期預金にしたものは、笠間、友部、岩間、工水と全部の事業で、それぞれ4億円、4億円、1億円ずつ積み立てをしたものでございますが、金利につきましては0.60%から0.61%の範囲で定期預金に預け入れをしている関係で利息がふえております。

それから、自家水の割合でございますが、これにつきましては、20年度の実績でいきますと、友部事業でいきますと、地下水、井戸関係が約55%、県水の方が45%、そういった比率で友部水道事業の方は推移をしております。

それから、松山団地関係と申しますか、鉛管の解消事業でございます。これにつきましては、昨年までに松山団地の方の工事は終わりました。松山南団地をことし11月発注見込みで予定しております。松山南団地につきましては、約100件ほど工事を進める予定で

おります。本件につきましては、約2,800件ほど調査の中で見つかっておりまして、ほとんどが量水器回りということで、簡単な工事で済むという形ですから、今年度は100件は松山南団地の工事をするというところで考えておりまして、将来にわたっては平成24年度までには全部解消しようということで計画をしております。

以上でございます。

常井委員長 鈴木裕士君。

鈴木裕士委員 別な質問ですけれども、減債基金積立金があります。これについて使用できる条件といたしますか、積み立てしていてもお金はある、だけど借金は残っているという状態ですけれども、この減債基金の積立金の使用できる条件というものをちょっと回答いただきたいと思います。

常井委員長 長谷川輝男君。

長谷川（輝）水道課長 ただいまのご質問ですが、この積み立てにつきましては、あくまでも安定的な財源の中で起債の償還等に回すという趣旨で積み立てがされておられて、友部事業につきましては、減債基金は合計で3,756万円ほどあったわけですが、これにつきましては、あくまでも工事進捗の中で工事費に回すということもできるんですが、企業債の償還のときにもそれを充当することができるということなので積み立てをしているものでございます。

ただいまの答弁ですが、これは地方公営企業法の中で出ておる関係で、工事費には、申しわけないですが、企業債の償還に充てる場合のほか使用することができないというふうな規定がございます。そういったことで、今言いました企業債の返還の財源に使用するというので、ほかの欠損金等を埋めることはできませんという形で出ております。

以上でございます。

鈴木裕士委員 了解。

常井委員長 鈴木貞夫委員。

鈴木貞夫委員 今の鈴木（裕）さんの質問の関連で、44ページに、建設改良等というところで鉛管の解消工事、松山団地関係のことは聞いたことはあったんですけども、笠間にも大分あるんですけども、友部には、今、鉛管というのは何件ぐらいありますか。それが平成24年に終わるというのは、それを含めて終わるとのことじゃないんですよ。量水器回りの鉛については平成24年に終わる予定だということで、何十件あるのか、鉛管の問題。

常井委員長 水道課長長谷川輝男君。

長谷川（輝）水道課長 ただいまのご質問の件ですが、鉛管の使用箇所というのは、工事がしやすいという関係で、量水器の回りが多いということで、そこに視点をとらえて調査をしまして、先ほど申し上げましたが、2,858件が使われているという調査の結果が出ております。

ですから、先ほども申し上げましたが、松山団地の方は終えて、ことしあと100件を松山南団地行うということで、今、委員さんご質問の中で延長キ口とおっしゃいましたが、石綿管の部分とは違いますよね。あくまでも鉛管の件であれば、今申し上げましたように2,858件という数字はつかんでいるので、それを年度計画の中で工事をしていくということでございます。石綿管の方とはまた違いますから。

常井委員長 鈴木貞夫委員。

鈴木貞夫委員 いま一つは、次に聞こうと思ったんですけども、これは量水器回りにある部分的な箇所ということで、これで終わる。延長管というので鉛管についてはないということでもいいんですか。

常井委員長 水道課長長谷川輝男君。

長谷川（輝）水道課長 ただいまの私の答弁の中で、2,858件がメーター回りと言いましたが、2,000件がメーター回りで、残りの858件につきましては、給水管で使われている部分があります。ですから、延長キ口はちょっとわかりませんが、件数的には858カ所が給水管の中で使われているという調査結果が出ております。

常井委員長 鈴木（貞）委員。

鈴木貞夫委員 先ほども漏水の問題出ていましたけれども、いつも笠間的时候にも漏水は問題になったわけですが、漏水の問題からいったら、いわゆる石綿管の問題というのがあると思うんですけども、今までずっと見ていて、石綿管の布設替えというのは全然出てないんですけども、友部の場合にはそういう石綿管の配水管、そのウエートはどのくらいあるんですか。それで、どういうふうこれから解決は。

常井委員長 水道課長長谷川輝男君。

長谷川水道課長 ただいまのご質問の件ですが、石綿管につきましては、現在わかっている範囲では、笠間で約14キロ、友部地区で20キロ、岩間地区で900メートルということで、これらすべてを布設替えする場合には、現在のところ約17億円ほどかかるという計画でございます。

この解消時期は、年数長くなっちゃうんですが、笠間につきましては平成32年、友部が平成37年、岩間が平成28年ということで、実は一昨年議会で答弁されている数値なんですけど、ちょっと気の長い数字になっちゃうんですが、そういう長期間の形で、経費がかかることから、解消するということで考えております。

常井委員長 ここで暫時休憩いたします。

なお、11時10分より再開いたします。

午前11時00分休憩

午前11時09分再開

常井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、笠間市岩間水道事業会計決算の審査に入ります。

歳入、歳出決算と続けて説明を願います。

水道課長長谷川輝男君。

長谷川（輝）水道課長 それでは、決算書の62ページをお開き願います。

笠間市岩間水道事業の決算報告でございます。

まず、収益的収入及び支出でございます。

水道事業収益、決算額3億4,015万2,473円でございます。

内訳でございますが、営業収益が3億3,789万8,710円、営業外収益225万3,763円でございます。

支出の部でございますが、水道事業費用、決算額3億2,074万3,809円でございます。

内訳でございますが、営業費用2億9,105万4,043円、不用額につきましては、県からの受水費の減でございます。

それから、営業外費用としまして2,890万1,834円でございます。これは企業債の利息でございます。不用額は消費税額でございます。

それから、特別損失78万7,932円、これにつきましては不納欠損8人分でございます。8人分の内訳につきましては、死亡が2人で、倒産が6件ということでございます。

恐れ入りますが、次の64ページをお開き願います。

資本的収入及び支出でございます。

資本的収入、決算額8,329万8,000円、内訳でございますが、企業債が8,040万円、他会計負担金289万8,000円、消火栓の設置費の負担金でございます。

支出の部、1款資本的支出、決算額1億921万9,260円です。内訳ですが、建設改良費4,705万9,820円、不用額が出ておりますが、これは入札の差額でございます。企業債の償還金が6,215万9,440円でございます。

恐れ入ります。64ページに戻っていただきまして、支出の部の欄外でございますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2,592万1,260円につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額222万535円、それから過年度分の損益勘定留保資金2,370万725円で補填しました。

66ページお開き願います。

損益計算書、1年間の経営状況でございますが、営業収益、給水収益、受託工事、その他の営業収益で3億2,182万2,868円、営業費用でございますが、原水及び浄水費から資産減耗費まで含めまして2億8,307万7,890円、営業利益が3,874万4,978円でございます。

次に、営業外の収益でございます。利息及び雑収益まで含めまして223万1,798円です。営業外費用につきましては2,303万8,834円、経常利益が1,793万7,942円でございます。

特別損失がございます。75万411円、これを差し引きしますと、当年度分の未処分利益剰余金が2億2,864万9,127円となるものでございます。

したがいまして、次の68ページですが、利益が出ておりますので、この剰余金計算書の方で減債積立金の方に20分の1の積み立てをしているものでございます。これにつきましては、1枚めくっていただきまして、71ページになります。20年度の利益分の20分の1、86万円を減債積立金の方に積み立てをするものでございます。

それから、72ページ、貸借対照表でございます。

資産の部でございます。

固定資産勘定、有形固定資産、土地から工具器具及び備品まで含めまして21億3,073万4,833円、それから無形固定資産としまして、電話加入権29万8,215円、合わせまして固定資産勘定合計が21億3,103万3,048円でございます。

それから、流動資産勘定、現金預金、未収金、貯蔵品でございますが、この三つ合わせまして3億8,982万2,815円。したがいまして、資産合計が25億2,085万5,863円となるものでございます。

右のページ、負債の部及び資本の部でございます。

まず、流動負債の勘定、未払金、これは工事代でございますが、1,862万6,110円でございます。その他の流動負債、下水道剰余金の預かり金が122万6,651円、合わせまして負債合計1,985万2,761円です。

資本の部でございますが、資本金勘定から剰余金勘定含めまして、資本合計が25億100万3,102円でございます。負債と資本の合計が25億2,085万5,863円。ですから、資産の部の合計額と一致をするものでございます。

次の74ページから87ページにつきましては、決算付属書類でございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で説明を終わりにさせていただきます。

常井委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の方は挙手を願います。

鈴木（裕）委員。

鈴木裕士委員 質問二つあります。

一つは、81ページ、費用の内訳の中で、給料、手当、これを昨年と比較しますと、相当大幅に上がっているんです。人員構成といいますか、人数そのものは変わらないんですけども、人員構成の違いかなという気がするんですけども、人員1名増加かな。人員1名のみ増加で、給料、手当で1,400万円、1,500万円近い金額が増加している。この理由、これが一つです。

もう一つは、剰余金あるいは現金が非常にたくさんある。にもかかわらず、新たに債券を発行している。片やお金が余っている、片や借金していると。通常の企業の経営からすると、ちょっと考えられない状態なんです。いろいろ制約があるかなと思うんですけど

も、大きな制約があるかなと思うんですけれども、こういった債券発行しないで、現金、剰余金を使うことができないのかどうか。法的に無理な点があるとすれば、同じような悩みというか、その状況というのは、どこの水道事業会計も同じかなと思うんですね。だから、そういった監督官庁への働きかけ、この辺はどうなのか。その点についての回答をお願いします。

常井委員長 水道課長長谷川輝男君。

長谷川（輝）水道課長 ただいまのご質問の中の人件費の関係で、81ページに出ておると思いますが、去年と比べて多くなっているというご質問かと思えます。これは1名増、岩間水道3人から4人と、1名職員がふえております。その職員も、19年度の職員と違いまして、扶養等もその職員はおりまして、その辺の関係で給料等がふえております。

それから、現金についても留保資金等々もあるわけでありまして、ご質問のご趣旨からいいますと、借金している中で現金が余っているということかと思うんですが、こういった現金を企業債の方に回すということは、その場合の任意の繰上償還となりますと、一定の補償金ですか、これを当然支払うことになりまして、それを精査しますと、繰り上げて償還してもプラスにはならないという計算式が出ております。そういった関係で、これは一般会計もそういった考えだと思うんですが、そういったことで企業債の償還については借りかえのみで、任意の償還についてはやっていないという状況があります。

以上でございます。

常井委員長 鈴木（裕）委員。

鈴木裕士委員 今の回答の中で、81ページの給料、手当の問題ですけれども、給料だけとってみても、去年の給料というのは1,188万円なんですよね。20年度は1,920万円になっている。先ほどの説明では扶養者の数の問題という回答だったんですけれども、ちょっとそれでは回答が不十分かなという気がいたします。

それと、もう一つ、繰上償還、ペナルティーの問題があつてということでした。私が質問したのは、岩間水道については、債券、これは8,000万円ほどカットしているわけですね、トータルで。その債券の発行をなくして充当できないものかと。新規事業に充当できないものかということの質問なんですよね。その辺についての回答をお願いします。

常井委員長 水道課長長谷川輝男君。

長谷川（輝）水道課長 先ほどのご質問、最初の方ですが、人件費のところにつきましては、3名から4名になっている1名増の分の影響かな考えております。

それから、次のご質問ですが、ただいまの留保資金というのも、現金というか、預金であるわけなんです、これについては用途が定められておりまして、委員さんがおっしゃったように建設当時の資本的支出の財源に充てることはできるんです。ですから、今後発生します石綿管の更新事業、そういったものへの充当はできるということで用途が定められておりますから、そのようなことで歳入を含めると、そういったことはできると思いま

す。

常井委員長 鈴木（裕）委員。

鈴木裕士委員 最初の方の給料の質問ですけれども、ちょっとくどいようですけれども、1名増加、それと基本給が定期的なカットと、これ見てもちょっと金額的には合点がいかないような部分があるんですが、その辺の回答ももう一回、もし何か資料でわかればお願いします。

常井委員長 水道課長長谷川輝男君。

長谷川（輝）水道課長 給料月額だけでいきますと、月で60万円ほど合計でも差がありますから、年間ですと七、八百万円の差になっちゃうんですが、月額60万円の差額が19年度と比べて多くなっているという状況が、計算してみたんですが、そういった状況です。

常井委員長 水道部長大和田俊郎君。

大和田上下水道部長 実は、職員でも同じ人員といいましても、同じ等級でも年齢と年数で給料が違って来るわけですね。ですから、同じ人員でもそれかわりますと給料が変わってくるので、その辺で60万円多くなっております。それに伴いまして扶養とかいろいろ手当も変わってくるということで、今回は多くなったということでございます。

常井委員長 野口委員。

野口 圓委員 笠間市の水道の普及率が茨城県内でも低い方になっているんですけれども、今現在のそれぞれの普及率と今後の方針、どういう普及率に持っていくかという方針を聞かせていただきたい。

2点目は、岩間水道の会計の中で電話債権があるんですけれども、今、NTT電話債権は金額にならないんじゃないかと思うんですけれども、いつまでもこれのっているんだよね。これがどうなのかということです。ほかの会計にはのってない。

2点お願いします。

常井委員長 水道課長長谷川輝男君。

長谷川（輝）水道課長 ただいまの質問ですが、笠間水道事業に限って言いますと、現在81.34%の普及率ということで、友部水道、岩間水道、それから県に比べますと相当低い数字になっております。山間部にあるということもありますが、いずれにしても、今回認可をとりまして、新しい計画の中では、これを約5%ほど上げるということで、井戸水の利用者の方についても、極力安全な水を使っていただくという観点から、そういったPRをしていきたいと思っています。

それから、電話加入権の件なんですけど、これは岩間の事業だけにあるもので、当時岩間町で建設したときのものがそのままずっとのっているという状況で、処分してもいいんでしょうけれども、今、電話債権処分しても幾らにもならないということで、そのまま継続している状況であります。

常井委員長 ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

常井委員長 質疑を終わります。

次に、笠間市工業用水道事業会計決算の審査に入ります。

歳入、歳出決算と続けて説明を願います。

水道課長長谷川輝男君。

長谷川（輝）水道課長 それでは、決算書の90ページをお開き願います。

笠間工業用水道事業の決算報告でございます。

まず、収益的収入及び支出でございます。

収入、工業用水道事業収益、決算額3,319万5,008円、内訳が、営業収益が3,264万4,242円、これは水道料金でございます。それから、営業外収益としまして55万766円、これは預金利子等でございます。

それから、支出でございますが、決算額が3,256万2,474円、内訳ですが、営業費用3,143万9,774円、修繕費、人件費、動力等でございます。それから、営業外費用112万2,700円、これは消費税でございます。

続きまして、92ページをお開き願います。

1年間の損益計算書でございますが、営業収益が3,108万9,772円、営業費用でございますが、3,100万8,158円、営業利益が8万1,614円でございます。営業外収益でございますが、利息等でございますが55万920円、したがって、純利益が63万2,534円、当年度末の未処分利益剰余金が3,701万4,228円となるものでございます。

それから、94ページ、剰余金計算書でございますが、こちらについての積み立て等はありませんでした。

それから、98ページ、貸借対照表でございます。

まず、資産の部でございますが、固定資産勘定、土地から電話加入権等々まで含めまして合計で1億8,513万1,740円、流動資産勘定、現金預金と未収金でございますが、流動資産勘定合計が2億3,291万744円、資産合計が4億1,804万2,484円となるものでございます。

右のページ、負債と資本の部であります。

流動負債につきましては、未払金が256万7,538円でございます。

資本の部、資本金勘定と剰余金勘定でございますが、合わせまして4億1,547万4,946円、負債と資本を合わせまして4億1,804万2,484円ということで、左側の資産の部の合計額と一致するものでございます。

それから、100ページ等につきましては、決算書の付属書類になってございます。後ほどごらんおきいただきたいと思っております。

以上でございます。

常井委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

鈴木（裕）委員。

鈴木裕士委員 102ページで、業務のところ、年間の配水量、これが相当16%ぐらい減少しているんですけれども、不況だけの影響なのか、あるいはその他の要因があるのか、これが一つ。

それから、104ページ、先ほどと同じなんですけれども、給料、手当、法定福利費、この三つ合わせた数字が大幅にアップしているんですね。6割、7割近い上昇。人数は去年と変わらないかと思うんですが、これについてもその理由等を回答ください。

常井委員長 水道課長長谷川輝男君。

長谷川（輝）水道課長 ただいまの質問ですが、現在の経済状況があって、配水量が減っているところでありますけれども、当然、企業の方としましても節水はしている状況だと考えております。

それから、人件費が、配置の職員数は変わらないんですが、アップしているという状況があるんですが、これにつきましては、配置された職員が、今まで主幹だったものが係長に配置しましたので、その関係で給料の方が上がっているということでございます。

以上でございます。

常井委員長 ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

常井委員長 質疑を終わります。

ここで暫時休憩します。

午前11時30分休憩

午前11時31分再開

常井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、下水道課所管の一般会計及び笠間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の審査に入ります。

歳入、歳出決算と続けてご説明をお願いします。

下水道課長藤田幸孝君。

藤田下水道課長 それでは、歳入歳出決算書で説明したいと思います。

23ページをお開きいただきたいと思います。また、主要施策の成果報告については、42ページをお願いいたします。

歳入です。14款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、次の25ページ、26ページをお開きください。1節保健衛生費補助金1,890万8,000円、調定額、収入額とも同額でございます。これは合併浄化槽の補助金でございます。

続きまして、27ページをお開きください。主要施策では50ページをお願いします。

15款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金4,690万円、

調定額、収入済額とも同じです。そのうち4,612万4,000円、これが下水道課で行っている合併浄化槽の補助金でございます。

続きまして、73ページをお開きください。主要施策の成果報告書では126ページをお開きください。

歳出です。4款衛生費、1項保健衛生費、5目環境衛生費、合計の2億5,014万6,000円のうち、8,338万1,299円が下水道の行っている合併浄化槽の事業でございます。

主なものを説明いたします。

19節負担金補助及び交付金2億4,374万1,000円のうち、8,329万2,000円が合併浄化槽の補助金118基分の補助金でございます。

続きまして、91ページをお開きください。主要施策の成果報告については164ページになります。

7款土木費、4項都市計画費、4目都市下水路費、次の93ページ、94ページをお開きください。

主なものとして、工事請負費97万6,500円です。大和田都市下水路土砂撤去工事を出しております、工事延長30メートルで、25立米の土砂を撤去してございます。

一般財源については以上でございます。

続きまして、公共下水道事業の特別会計の説明をいたします。

233ページをお開きください。主要施策の成果報告については252ページになります。

平成20年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書で説明をいたします。

歳入、1款分担金及び負担金、1項分担金、1目受益者分担金、1節現年度分486万8,600円、収入済額とも同額でございます。これは排水区域外からの接続9件分の収入でございます。

2項負担金、1目受益者負担金、1節現年度分1億7,228万6,500円の調定に対しまして1億5,947万2,100円の収入でございます。4,531件分の収入でございます。収入未収額が1,281万4,400円となったところでございます。

2節滞納繰越分6,692万3,976円の調定に対しまして757万4,000円、432件分の収入でございます。また、不納欠損が1,491万8,280円となっております。これは消滅時効の116件分でございます。収入未収額が4,443万1,696円で、現年度分と合わせると5,724万6,096円となったところでございます。

2目他会計負担金、1節水道事業企業会計負担金、282万円の調定額と収入済額同額でございます。これは水道企業会計より施設使用の共通経費としての収入でございます。

3目管理負担金、1節エコフロンティアかさま管渠等維持管理負担金としていただいている分で、調定額、収入済額とも120万円でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料でございます。1節現年度分4億7,038万1,443円の調定額に対しまして4億5,868万4,741円の収入でございます。5万

7,620件の分でございます。また、収入未済額が1,169万6,702円でございます。

2節滞納繰越分3,073万2,766円の調定に対しまして709万7,882円の収入となっております。1,311件分でございます。不納欠損額が51万4,343円となっております。17件分でございます。多い分については倒産等が主なものでございます。収入未済額が2,312万541円となっております。現年度分と合わせますと3,481万7,243円となったところでございます。

2項手数料、1目下水道手数料、1節排水設備手数料77万3,000円で、調定額、収入額とも同じでございます。排水設備の確認ということで43件分、指定工事店の登録33件分の収入でございます。

2節督促手数料8万5,200円、852件分の督促手数料でございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助、1目下水道事業費国庫補助金、1節公共下水道事業費国庫補助金2億8,645万円、調定額、収入済額とも同じでございます。これは国からの補助金でございます。

4款県支出金、235ページ、236ページになります。1項県補助金、下水道事業費県補助金でございます。1節公共下水道事業費県補助金1,301万円、調定額、収入済額とも同じでございます。下水道整備支援事業費補助金として950万円、湖沼水質浄化接続支援事業補助金として351万円の分でございます。

5款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、1節利子及び配当金156万3,045円、調定額収入済額とも同じでございます。基金の積み立ての利子でございます。

6款繰入金については、一般会計より8億2,159万4,000円、調定額と収入済額同じでございます。また、下水道事業基金繰入金につきましては、1億2,774万円3,000円が調定額、収入済額と同じでございます。21年3月31日現在、3億8,919万9,717円が基金としてあります。

7款繰越金については、2,750万9,680円、これについては19年度よりの繰越分でございます。

8款諸収入です。1目雑入に関しては2,661万8,600円、調定額と収入済額同じでございます。これは消費税の還付金と工事請負違約金として大島組の倒産による違約金の保証で、保証協会より570万5,700円をいただいているところでございます。

9款市債でございます。1節の公共下水道事業債19億8,680万円につきまして、調定額、収入済額とも同じでございます。これは公共下水道事業債の借り入れでございます。

2節資本費平準化債2億5,510万円につきましては、資本の一部を借り入れた分でございます。

歳入の合計が41億8,896万3,848円となるものでございます。

続きまして、237ページをお願いします。

歳出になります。

常井委員長 説明の途中ではございますが、下水道課長に申し上げます。説明は重点を中心に、簡潔にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

藤田下水道課長 わかりました。

1目の下水道総務費でございます。主なものを説明いたします。

13節の委託料でございます。1,092万4,530円ですが、水道課とあわせて徴収するため、水道課への委託料が主なもので、921万4,619円となっております。

19節負担金補助及び交付金でございます。834万230円となっております。これは湖沼水質浄化下水道接続支援事業補助金702万円の支出が主なもので、許認可から3年以内の人が接続した場合の補助金で、1戸当たり4万円、184戸分の支出でございます。

続きまして、下水道管理費、主なものとして、13節委託料になります。1億1,179万7,198円でございます。これについては、浄化センターともべ外包括的維持管理費の湖沼環境等の委託費で、8,946万円等が主なものでございます。また、下水道台帳補正委託として896万7,000円等も支出してございます。247万4,802円の不用額につきましては、下水道台帳等の委託料の残金の部分が主なものでございます。

続きまして、239ページをお願いします。

15節工事請負費でございます。8,280万9,315円、これは浄化センターともべの水処理機修繕等41件分の支払いでございます。

19節負担金補助及び交付金3,983万5,000円につきましては、那珂久慈污泥焼却炉施設維持管理負担金としての支払いでございまして、污泥搬出を2,767トン搬出しております。トン当たり1万6,000円となるところでございます。

続きまして、2項下水道建設費でございます。

主なものとしては、8節の報償費1,209万6,030円、これについては納期前納付の報奨金として512件支払ってございます。

13節の委託料でございます。2億8,639万2,210円につきましては、管渠の設計委託、あるいは事業評価検討業務委託等のもので、また日本下水道事業団の委託費2億6,657万円等が主なものでございます。繰越の5,000万円につきましては、浄化センターともべの水処理設備工事の3,200万円と高野前橋汚水中継ポンプ場建設委託の1,800万円の繰越でございます。合わせて5,000万円になるところでございます。また、106万5,790円の不用額につきましては、請負差金でございます。

22節補償・補填及び賠償金749万7,200円につきましては、管移設工事の補償で、水道課への補償金でございます。

歳出合計、241ページになります。41億5,030万7,723円の支出済額となるところでございます。

243ページをごらんください。実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額41億8,896万4,000円、2、歳出総額41億5,030万8,000円、3、歳入歳出差

引額3,865万6,000円で、4、翌年度へ繰り越すべき財源(2)繰越明許費繰越額445万円です。5、実質収支額3,420万6,000円となっています。また、445万円の繰越額については、水質浄化ともべの3,200万円のうちの一般分250万円と15節工事請負費分の岩間地区東宝ランド内の管路敷設3,880万円のうち一般分の195万円の合計でございます。

以上でございます。

常井委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

鈴木(裕)委員。

鈴木裕士委員 事項別明細の234ページ、ここで不納欠損額が1,500万円近い金額があるわけですが、これについて、金額的に上から3件、上位3件のそれぞれの金額、それがわかれば教えてください。

それと、滞納が発生した場合にどう対処しているのか。水道ならばとめることができますけれども、下水道の場合どうしているのか、これについて。

それから、成果表の272ページですが、これちょっと細かいことなんですけれども、借入資本金の明細がありますけれども、下3段というのは、いわゆる21年度の発行の分なんですけれども、何でここで記載したのか、この辺がちょっと解せません。

それから、三つ目として、基金の繰り入れ、繰り出しとありますが、これについて何らかの制約、あるいは指導があるのか。それと、基金の適正額、これはどういったものなのか、どういった基準があるのか、その辺についての回答をお願いします。

常井委員長 下水道課長藤田幸孝君。

藤田下水道課長 まず、不納欠損額の上位3件という部分ですが、一番多いのが倒産という部分でございます。上位の方で100万円、110万円の方2人が倒産という方で、全部上位3件は倒産でございます。それで、交付要求の結果ということで、裁判所の方に私の方は要求していますが、結果的に配当がなかったという分でございます。

続きまして、滞納が起きたときにどういう対応をしているのかという部分かと思えます。

まず、うちの方は納付書を発行いたしまして、納期期限を決めまして進めているわけですが、その中で支払いがないという場合、納期期限内で支払ってないというときには、それから20日間たってから督促状の発送をいたします。督促状の発送から納期期限を10日としております。それでもない場合は、私ども、勧告書を発送してから、課内の合同で滞納整理に当たるといふことになって動いているところでございます。

あと事業債明細で、3けた21年度発行のものがあるということで、20年度の成果に記載したのはなぜかということだと思っておりますけれども、20年度の工事代金の支払いが確定しないと借入れができないという状態で、地方自治法の規定に基づきまして出納閉鎖期間が認められていますので、歳入の調定及び支出負担行為について未収及び未払いとなって

いる現金の出納上の整理をここで行うものでございます。

四つ目が、基金残高が多いが、指導通達がどのようになっているのかということであると思います。基金の残金につきましては、先ほど申しましたように3億8,919万9,717円になっております。基金についての国からの指導や通達、残金についてのものはありません。適額についての定めも特にございません。

以上でございます。

常井委員長 ありませんか。

小園江一美君。

小園江一三委員 鈴木(裕)委員と同じことをお伺いしたいんですが、未納のことは数字ではわかっています。その対象、処理だね。処理はどうか。

常井委員長 藤田幸孝君。

藤田下水道課長 先ほど話しましたように、督促、納期限も切れたという場合には、勧告書というのを送りまして、2カ月ぐらいたってから送りまして、課内で合同でその人を滞納整理に歩くという部分と、今、囑託職員を1人雇っております。その方に動いてもらっているというのが現状でございます。それが11月、12月ごろに私ども戸別に歩くという動きが今から入ってくるところでございます。

以上でございます。

常井委員長 野口委員。

野口 圓委員 また普及率のことなんですけれども、今後の計画というか、方針を、昨年から比べると大分工事の進捗が進んだように思うんですけれども、今後の方針を聞かせていただきたいと思います。

常井委員長 下水道課長藤田幸孝君。

藤田下水道課長 今、事業認可区域に占める割合等と言いますと、76.2%が整備率の状況になってございます。面積にいたしますと、1,248ヘクタールが整備済みの面積となっているところでございます。これを85、今、県なんかでも80を超えてくれということで来ていますので、できるだけ早目に上げようということで、10月、11月に滞納整理とあわせて、私ども接続の部分でお願いに上がるということで、今、接続をしていない方等の場所を拾って、動こうとしているところでございます。よろしくお願いをいたします。

常井委員長 野口委員。

野口 圓委員 公共下水道と、農集排と、それから個人それぞれの雑排水なんかやる合併槽とありますよね。一時は公共下水、集落のあれに方向づけがあったんだけれども、このところ、どうも合併槽の方も非常にウエートが高くなって、公共下水、農業集落排水の推し進める力が弱くなってきたように思うんですけれども、そこら辺はどうなんですかね。

常井委員長 水道課長藤田幸孝君。

藤田下水道課長 今、公共下水については1,248ヘクタール済んでいるという形で、事業認可地域が1,638ヘクタールあるわけで、それを早く進めようということで動いています。

また、農集排については、16地区の場所を設定しておりまして、そのうち5地区が完了してございます。6地区目が今進めておりますが、この農集排も一度に2地区をやるということができないものですから、1地区ずつ順番にやっていかなくちやならないと思っております。

また、合併浄化槽については、去年118基、ことしは120基が出まして、今、補正で30基お願いしているところでございまして、今、物すごく多いのは、浄化槽が森林湖沼環境税の方からも補助金がプラスアルファ来ていまして、その分があるために随分出てきているのかなと思っております。そういう中では、浄化槽等についても、今、要望がある部分については来年度もそういうものを、今、150基ぐらい来ていますので、その辺もにらみながら、120基じゃなくて、若干ふやしていきたいなと思っております。

以上でございます。

野口 圓委員 了解。

常井委員長 ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

常井委員長 ここで暫時休憩いたします。

なお、1時5分から再開いたします。

午後零時01分休憩

午後1時03分再開

常井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の杉山委員の質問に対する答弁について、水道課長から発言を求められておりますので、許可をいたします。

長谷川（輝）水道課長 午前中の杉山委員さんのご質問の中でお答えを申し上げます。

ご質問の内容につきましては、未収金の件でありまして、決算書で言いますと笠間の水道事業の12ページでございます。この12ページの中の2の流動資産勘定の中の未収金をご説明申し上げました。笠間水道事業におきましては1億4,694万3,516円ということで、説明の中では、これは3月の検針分だということで、3月の検針分につきましては、4、5月分で、笠間の事業につきましては7,900万円を収入しております。

同じように、友部水道、岩間水道にも同じことが言えるんですが、これについても額をちょっと申し上げたいと思います。

友部事業につきましては、決算書の42ページになります。貸借対照表の中で、流動資産勘定の未収金でございますが、1億8,660万7,597円のうち、3月検針分が入った分であり

ますが、約9,000万円ちょうどとなります。

それから、岩間水道事業でございますが、こちらは決算書の72ページになります。こちらの未収金でございますが、9,601万2,706円に対しまして、3月検針分の入が約5,000万円ちょうどという状況でございます。

以上でございます。

常井委員長 さらに、消防本部より野口委員の質問に対する答弁の訂正の補足説明を申し上げることを許可いたしました。よろしくをお願いします。

大津消防本部総務課長 先ほど答弁に一部誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。

野口委員さんのご質問の負担金補助及び交付金についてでございますが、決算書99ページをお願いいたします。

平成19年度464万8,000円で、平成20年度との違いについてでございますが、先ほど退職報償金掛金について、団員数が平成19年度773名であったためとご回答しましたが、団員数は変わりございませんので、答弁の方を訂正させていただきます。

3目消防施設費の負担金補助及び交付金は、平成19年度は464万8,000円で、平成20年度は331万8,000円でございます。

この違いの内訳でございますが、消火栓の設置負担金が、平成19年度は新設で1基当たり70万円程度でございましたが、平成20年度は布設替えで50万円程度で7基設置したためでございます。

以上でございます。

常井委員長 次に、笠間市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の審査に入ります。歳入、歳出決算と続いて説明をお願いします。

下水道課長藤田幸孝君。

藤田下水道課長 それでは、農業集落排水事業の特別会計について説明を申し上げます。決算書の248ページをお開きください。

主要施策の成果報告については276ページとなっております。

平成20年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書で説明申し上げます。

歳入、1款分担金及び負担金、1目農業集落排水事業分担金で、1節現年度分521万700円、調定額と収入済額同じでございます。これは友部北部、北川根、枝折川の3地区からの収入でございます。

続きまして、1款使用料及び手数料でございます。1目農業集落排水使用料でございます。1節現年度分5,073万6,549円に対しまして5,013万2,909円でございます。収入未済額60万3,640円となっております。5,013万2,909円の収入済額に対しましては6,067件分でございます。

続きまして、2節の滞納繰越分でございます。86万159円の調定に対しまして29万9,669

円でございます。40件分でございます。不納欠損におきましては6万123円でございます。これは1件でございます、所在不明というところでございます。収入未済額は50万367円となりまして、現年度分と合わせて110万4,007円となるところでございます。

3款県支出金、1目農業集落排水事業費県補助金3,202万円、調定額、収入済額とも同じでございます。これは友部北部地区の収入3,030万円と、接続支援事業の172万円でございます。

続きまして、250ページをお開きください。

6款諸収入でございます。1目の雑入でございます。339万5,159円、調定額、収入済額とも同じでございます。消費税の還付金338万659円等が主なものでございます。

歳入の合計4億3,751万7,558円の収入済額でございます。

続きまして、252ページをお開きください。

主要施策の成果報告書は278ページになります。

歳出、1款農業集落排水事業費、1目の農業集落排水事業施設管理費でございます。

主なものとして、12節の役務費です。1,674万9,207円でございます。汚泥のくみ取り手数料が主なものでございまして、1,586万9,700円となっております。トン当たり1万1,000円でございます。

13節委託料です。4,311万8,250円の支出でございます。主なものとしては、施設管理の委託2,992万5,000円、5地区分でございます。また、施設台帳委託として、台帳の作成といたしまして962万8,500円でございます。枝折川と岩間南部地区の分でございます。

19節負担金補助及び交付金でございます。557万2,546円でございます。主なものとして、接続支援補助金で552万円でございます。

2項の農業集落排水施設建設費でございます。

次の254ページ、255ページをお開きください。

農業集落排水施設建設事業の主なものとして、13節委託料でございます。6,273万7,500円でございます。この委託料は、友部北部1期地区の全体実施設計業務委託6,063万7,500円と友部北部地区の基本設計業務委託210万円の委託料でございます。

歳出合計4億2,604万671円の支出でございます。

続きまして、256ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額4億3,751万8,000円、2、歳出総額4億2,604万1,000円、3、歳入歳出差引残高1,147万7,000円、4、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロでございます。5、実質収支額1,147万7,000円です。

以上でございます。

常井委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手してお願いします。

鈴木裕士委員。

鈴木裕士委員 成果表の278、279ページ、ここで元金の償還がありますよね。これも償還額が非常に多いものを返還しているようですが、これの発行年月日、それから償還に至った理由、いわゆる相手方の強い要請なのか、こちらサイドの希望なのか。あるいは期限が来ての償還なのか、その辺の答えをお願いします。

常井委員長 下水道課長藤田幸孝君。

藤田下水道課長 借り入れしている分については、機構資金、あるいは政府資金でございまして、これは決められた年でお金を返すということになっていますので、この金額が5,234万1,993円、こういう部分が年によって支払うことになっているということでございます。

以上でございます。

常井委員長 鈴木（裕）委員。

鈴木裕士委員 要は、償還期限、満期が来たから返済という理解でよろしいわけですか。

常井委員長 下水道課長藤田幸孝君。

藤田下水道課長 そのとおりでございます。順番でその部分が来た分について、その年で払うということでございます。

鈴木裕士委員 了解しました。

常井委員長 質疑を終わります。

以上で、上下水道部関係各課の審査を終わります。大変ご苦労さまでございます。

ここで、入れかえのため暫時休憩いたします。

午後1時18分休憩

午後1時19分再開

常井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、福祉部、社会福祉課所管の一般会計歳入歳出決算の審査に入ります。

歳入、歳出決算と続けて説明をお願いいたします。

社会福祉課長藤枝政弘君。

藤枝社会福祉課長 それでは、一般会計の社会福祉課分についてご説明を申し上げたいと思います。

まず初めに、申しわけないんですが、ちょっと1カ所訂正をお願いしたいと思います。

主要施策の成果報告書の302ページのところでございます。上から2行目ですが、遺族連合会の補助金の欄でございます。一番右側に昨年度の交付額とありまして、「24万7,000円」と記入してありますが、「20万円」の間違いですので、訂正をお願いしたいと思います。どうも済みませんでした。

それでは、歳入歳出決算書に沿ってご説明をいたします。

19ページ、20ページをお開き願いたいと思います。

12款の分担金及び負担金の項目でございます、2目の民生費の負担金でございます。20ページの1節障害福祉費負担金の314万900円、これは障害者扶養共済事業の加入者個人の負担金の収入でございます。

次が、23、24ページ、国庫支出金でございます、2節の障害福祉費の負担金でございます、収入額が3億4,358万1,395円でございます。これは更生医療給付事業の国の負担金、また特別障害者手当の国の負担金でございます。

4節の生活保護費の負担金6億5,218万4,000円でございますが、これは生活保護費に対する国の負担金、給付費の4分の3でございます。

下の方で、国庫補助金の欄の1節障害福祉の補助金1,722万円でございますが、これは地域生活支援事業の国の補助金、2分の1が国の補助金でございますので、それが主な収入でございます。

25ページ、26ページをお開き願いたいと思います。

下の方でございます、15款の県支出金でございます。2節の障害福祉費負担金1億6,268万1,994円でございますが、主なものとしては、更生医療給付金、自立支援給付金の県負担金分でございます。

一つ飛びまして、生活保護の負担金2,187万1,446円、こちらも生活保護費の県負担金でございます。

27ページ、28ページをお開き願いたいと思います。

県補助金の欄でございます。2節の障害福祉費補助金1,210万6,500円でございますが、これは在宅障害者の福祉手当や地域生活支援事業、自立支援等の交付金等、県の補助金でございます。

次が、31ページ、32ページをお開き願いたいと思います。

17節寄附金でございます。2目の民生費寄附金の中の1節社会福祉事業寄附金でございます、1,541万9,250円、これは地域センターの改修のための社会福祉協議会からいただいた寄附金でございます。

続きまして、歳出の方のご説明をしたいと思います。

59ページ、60ページをお開き願いたいと思います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。支出額合計では15億2,551万5,834円でございますが、そのうち社会福祉課担当所管のものとしましては、61ページ、62ページをお開き願いたいと思います。

上から5行目、13節の委託料3,997万500円でございますが、主なものとしましては、地域ケアシステム事業の委託料、社会福祉協議会への委託料、また社会福祉センターともべ分の指定管理の委託料が主な内容でございます。

19節の負担金補助及び交付金7,622万7,773円でございますが、主なものは、社会福祉協議会への人件費分の補助金6,014万9,000円、そのほか民生委員協議会の活動費、民生委員151人分の活動費1,228万円が主な支出でございます。

続きまして、障害者福祉費でございます。総額で7億8,286万6,280円でございますが、主なものものとしましては、13節委託料6,195万2,081円で、内容としましては、デイサービスや通所作業を行う場所として地域活動支援センターとして8カ所委託しております。その委託料が5,425万131円、そのほかには障害者計画の作成委託料等でございます。

続きまして、20節扶助費でございます。7億379万2,775円でございますが、主なものとしましては、自立支援事業の給付費、在宅や施設でのサービスの給付費が6億601万5,505円、そのほか更生医療、障害を軽くするための施設や人工透析の費用を補助給付する更生医療給付費4,611万3,717円、そのほかには地域生活支援事業、日常生活の給付等の扶助費が主なものでございます。

続きまして、63、64ページをお開き願いたいと思います。

社会福祉費施設費でございます。支出総額が6,908万9,167円でございます。主なものとしましては、13節の委託料5,008万6,500円でございます。これはいこいの家の指定管理料3,758万円のほか、福祉センターいわまの指定管理料でございます。

65、66ページをお開き願いたいと思います。

15節の工事請負費でございます。1,692万9,150円でございますが、主なものとしましては、先ほどは歳入で申しましたが、寄附いただいたお金で福祉センターともべの調理室の改修や、福祉センターいわまの改修事業でございます。

続きまして、69、70ページをお開き願いたいと思います。

生活保護費でございます。2目の扶助費でございます。9億782万6,847円でございます。主なものとしましては、20節の扶助費9億535万4,041円、これは20年度末現在、笠間市内466世帯の生活保護対象者に対する扶助費でございます。

以上が、社会福祉課所管のものでございます。よろしく願いいたします。

常井委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は。

杉山委員。

杉山一秀委員 よくわからないんですけども、28ページの民生費補助金の中の社会福祉費とか障害とか高齢者とありますが、これは自宅で倒れちゃって行けないような人の補助なんですか。

常井委員長 社会福祉課長藤枝政弘君。

藤枝社会福祉課長 28ページの方につきましては、社会福祉費の補助金につきましては、社会福祉協議会に委託している地域ケアシステム事業の県の補助金、また、2節の障害福

社費につきましては、先ほども説明しましたけれども、障害者福祉手当や障害者事業に対する県の負担分、ほとんどが県の負担分、4分の1が県の負担分でございますが、その負担分でございます。

また、3節の高齢者福祉費につきましては、この後説明あると思いますが、高齢者事業、4節の医療福祉費につきましては国保関係、医療関係の補助、5節の児童福祉の方は子ども関係の事業に対する補助でございます。

常井委員長 鈴木（裕）委員

鈴木裕士委員 質問幾つかあります。

この成果表の方で言いますけれども、成果表の100ページ、101ページ、一番下のところで、ボランティアセンター補助金246万8,000円ありますけれども、去年に比較して結構金額がふえております。全般的に補助金関係が減っている中で、なぜふえた理由のか、ふえた理由。

それから、同じ102ページ、103ページ、心身障害者扶養共済事業というのがあります。これで現在もし共済金が支払われていれば、大体どれぐらいの金額になるのか。今なければ、この掛金によってどれぐらいの共済金が出る予定なのか。

それから、112ページ、113ページ、下から2段目で、福祉センターの改修事業がありません。この工事請負費に比較して、設計業務委託料、監理業務委託料、ちょっと高いかなという、素人なりの考えでそういう気がするんですけども、その改修の内容、どういったものの改修が行われたのかということ。

それから、120ページ、121ページ、生活保護給付事業、先ほど466世帯という話がありました。もし地区別の世帯数が出ていれば、地区別の世帯数をご開示いただきたい。

以上です。

常井委員長 福祉課長藤枝政弘君。

藤枝社会福祉課長 まず、ボランティア基金の関係でございますが、ボランティアの補助金につきましては、社会福祉協議会で行っているボランティアの事業に対するコーディネーター等の人件費等が主なものでございます。

20年度からコーディネーターの会議を回数をふやしたり、ボランティア事業の回数がふえた、また、ボランティア活動が盛んになったこともありまして、管理栄養士が出る日数がふえたということで、その人件費がふえましたので、その分の補助金がふえているものでございます。

次に、心身障害者扶養共済の掛金は、障害者をお持ちの方が、自分が亡くなったり、障害になったりしたときに、障害者がもらえるように掛ける掛金でございます。1口ごとに掛金を掛けるようになります。ほとんどの方が1口ずつ掛けておりますが、中には2口掛けている方もありまして、扶養している方が死亡したり 重度の障害を受けたりしたときには、1口当たり2万円の給付金が出るようになっております。2口入っていれば月4

万円出るという形でございます。

続きまして、地域福祉センターの改修でございますが、友部地区の地域福祉センターが調理実習等に使うのに狭いということで、調理室を約20平米ぐらいの増設を行いました。その分和室等が若干狭くなっております。しかし、できるだけ和室も確保するというところで、調理室を広げ、作業台や移動台の備品を設置したものでございます。

もう一つ、最後に、生活保護給付費の世帯の地区別の数でございますが、466戸のうち、旧笠間地区が146と、旧友部地区が215と、旧岩間地区が105戸でございます。

常井委員長 鈴木裕士委員。

鈴木裕士委員 最初の質問で、ボランティア活動が活発になった、それに伴う人件費だというお話がありました。ボランティアというのは、我々の概念として、無償で労力を提供するというのがボランティアの概念かと思うんですけども、この人件費もふえるということはこういったことなのか、回答をお願いします。

常井委員長 福祉課長藤枝政弘君。

藤枝社会福祉課長 活動の方は、ボランティアさん、今、委員さんおっしゃったとおり皆さん無償でやっていただいておりますが、そのボランティアさんをコーディネーターする、どういうところにどういう活動をしたいということで相談に来たときに、こういう活動がある、こういう活動があるということで相談を受けるために、毎日コーディネーターさんにボランティアセンターの方に出勤していただいております。5人で交代で出ております。そういう出ている方の人件費、またボランティアさんの活動関係で、月に2回、コーディネーターのその5人の方の会議がございます。そういう部分の人件費でございます。

鈴木裕士委員 了解。

常井委員長 鈴木貞夫委員。

鈴木貞夫委員 生活保護、これをちょっとお聞きしたいと思うんですけども、今の世帯数は、笠間、友部、岩間ということで数字等がございましたけれども、それは20年度のことですね。それで、19年度と比べてどのぐらい増加しているのか。

それと、これは世帯数で出ているわけですけども、該当する人数というのは、その人たちの。

それと、もう一つは、扶助費の額というのは一律じゃないと思うんです。それは例えば最高何世帯、何人世帯で幾らぐらいになるか、基準的なやつを示してください。

常井委員長 福祉課長藤枝政弘君。

藤枝社会福祉課長 まず、19年度に比べての世帯の増加でございますが、28戸増加しております。また、人数につきましては、20年度末の人数が626人でございます。19年度末の人数でございますが、578人ということで、ふえてございます。

また、生活保護費の扶助費でございますが、基本的には人数は1人幾らとか、家賃、家を借りている場合は借りている家賃代として最高幾ら見られる、またその最高額までいっ

てない場合は契約額で扶助するということになっておりまして、その家庭の状況、人数の状況や家の状況、また収入があれば収入分は引くということになっております。

また、扶助費で一番多いのは医療費扶助でございます。全体の45%から48%ぐらいが医療扶助でございます。これは医療費かかった分、普通は3割分は自己負担でございますが、その分を保護費で見えておりますので、一概に人数何人だから幾らということは、出るのは難しい状況でございます。

鈴木貞夫委員 あと細かいことは、この中で聞きます。

常井委員長 質疑を終わります。

ここで、入れかえのため暫時休憩します。

午後1時44分休憩

午後1時45分再開

常井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、子ども福祉課所管の一般会計歳入歳出決算の審議に入ります。

歳入、歳出決算と続けて説明を願います。

子ども福祉課長櫻井史晃君。

櫻井子ども福祉課長 それでは、ご説明いたします。

決算書の19、20ページをお開きいただきたいと思います。

まず、12款分担金及び負担金ということで、2目民生費負担金で、3節に児童福祉費負担金がございます。内訳としましては、保育所の入所児童の保護者負担金と児童クラブ保護者負担金等でございます。

続きまして、23、24ページをお開きいただきます。

14款国庫支出金の中の1項、2項と続けてございますが、国庫負担金の中の民生費国庫負担金で、3節に児童福祉費負担金がございます。この5億1,400万円の内訳としましては、児童手当と児童扶養手当、保育所運営費の国の負担金などが主な内容です。

続きまして、このページの下段の2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金の中の2節としまして児童福祉費補助金がございますが、3,200万円の内訳としまして、主に保育所ですが、次世代育成の交付金と子育て応援手当特別交付金として歳入しております。

続きまして、次の25、26ページ、15款県支出金、1項の県負担金としまして、3節に児童福祉費負担金がございますが、2億3,900万円としてありますが、内容は、児童手当と保育所運営の県の負担金として歳入しております。

続きまして、27、28ページをお開きいただきます。

県の補助金になります。ほぼ表の中段になりますが、5節の児童福祉費補助金としまして5,200万円ございます。この内容としましては、主に保育所関係ですが、保育サービス、特別保育事業、これは放課後児童クラブの関係の補助金として歳入しております。

続きまして、次の29、30ページですが、民生費委託金として児童福祉費委託金がございますが、こちらの方は母子、寡婦の方の事務処理交付金でございます。

また、次の16款の財産収入としまして、7,200万円のうち16万7,000円ほどが岩間地区福祉振興基金の利子として歳入しております。

続きまして、35、36ページをお願いいたします。

18款繰入金ですが、13目として岩間地区福祉振興基金繰入金がございます。430万3,000円として繰り入れております。内容につきましては、岩間地区の支所の改修に当たりまして、子育て支援センター開所事業に充てたものでございます。

続きまして、39、40ページにあります、一番上段になりますが、1節としてあります母子小口貸付として、こちらの方は収入として4万8,000円の収入がありました。

次に、受託事業として、4項ですが、民生費委託事業で1節に民生費受託事業収入がございます。こちらの方は保育所の入所で、他の市町村の子どもを受け入れた場合の収入として67万円ほど収入しております。

あとは、41、42ページとしまして、主なものとしては、市債がございまして、児童福祉の方では、南小学校の児童クラブ建設のために2,600万円ほど歳入しております。

続きまして、歳出の方に移らせていただきます。

65ページから始まりまして、内容の説明につきましては、次のページ67、68ページの方をごらんいただきたいと思います。

児童福祉費としまして、こちらの方は民間保育所への補助交付と、放課後児童クラブの方の運営、また子育て支援センターの運営の方の経費に充てております。

まず、上から2段目の賃金ですが、6,200万円あります。この内訳としますと、児童クラブの運営としまして、小学校と、ともべ保育所の方に14施設開所しておりますが、そちらの指導員として59名と子育て支援センターの指導員の賃金として6,200万円ほど支出いたしました。

続きまして、こちらの中で繰越明許として需用費、役務費、委託料等で計上しておりますが、こちらの方は子育て応援手当の事業が3月から開始したということで、21年度に事務の関係が繰り越す必要がありましたので、事務の繰り越しを行っております。

続きまして、13節の委託料1,200万円ですが、こちらにつきましては、中身としますと、放課後児童クラブの中で、一つ、笠間小学校を民間委託しました。その分の800万円と、児童クラブの方の、こちらは南小学校の設計の方が250万円ほどありまして、その繰り越した220万円分ですが、こちらの方が宍戸小学校の設計と、あと子育ての方の応援の委託料として計上しております。

続きまして、15節工事請負費ですが、3,300万円ほどございます。こちらの方は南小学校の建築工事費でございます。繰越分につきましては180万円につきましては、友部小学校分の間仕切りの工事を21年度に繰り越しております。

次、19節の負担金5億6,000万円ございますが、こちらにつきましては、主な内容としますと、民間保育所への補助、負担金の支出と、あと多子世帯ということで、20年度に県の方の事業で行われました、保育所に入っている3人目のお子さんの経費負担ということで150万円ほど計上しております。この中で3,900万円、ほぼ4,000万円ほど繰り越しておりますが、こちらの金額につきましては、子育て応援手当、実質3人目のお子さんで3歳から5歳までの方ということで、ほぼ1,000人ちょっと該当だったんですが、21年度が大多数だったものですから、繰り越して現在支給して、ほぼ終わる段階になっております。

続きまして、中段の2目児童手当ですが、こちらは児童手当の支払いということで5億8,000万円計上しております。対象は、12歳までですが、7,500人、受給世帯としては4,700世帯に支給しております。

続きまして、3目母子福祉の方ですが、こちらは児童扶養手当として、18歳までのお子さんがいらっしゃる母子家庭に支給する金額として支出いたしました。

次、保育所費ですが、こちらは公立保育所の経費として計上したものでございます。一番下段の賃金としまして、こちらの方は保育所での嘱託職員等の賃金を計上しております。

続きまして、次のページをお開きをお願いします。

69、70ページですが、この中身は、公立保育所の運営ということで、11節に需用費4,600万円計上しておりますが、ここは4カ所の公立保育所の光熱、給食賄い等の計上でございます。

続きまして、14節の使用料及び賃借料は、賃借の土地代等が含まれております。

以上が主なものでございます。

常井委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

鈴木貞夫委員。

鈴木貞夫委員 68ページの19節の負担金補助金、先ほどの説明だと民間保育所へということでしたけれども、何カ所の保育所へどういうふうに出されているか。

それと、繰越の金額が3,978万円というふうに、ちょっと大きな額になっているんですけども、その内容について説明願いたいと思います。

常井委員長 子ども福祉課長櫻井史晃君。

櫻井子ども福祉課長 19節負担金補助及交付金の5億6,000万円のうちの内訳としますと、五つの私立保育所につきましては、均等ではありませんが、保育児童の数と保育内容によって変わってきますが、5億5,300万円ほど支出しております。あとは、細かいことで児童クラブ等への補助もございました。

あと、繰越の3,900万円ですが、ご説明が足りなかったようで申しわけございませんが、20年度から、笠間の場合ですと、定額給付金とあわせて、国の制度で行われました子育て応援手当、2月1日基準日で3人目のお子様がということですが、1人当たり3万

6,000円の該当で1,077名の方が該当されておりました。それで、笠間の場合、受け付けが始まりましたのが3月18日ということにして、実際の支給が、何名かの方には今年度お支払いできたのですが、ほぼ1,000人以上の方は21年度の支出ということで、今年度に繰り越したものでございます。

常井委員長 鈴木貞夫委員。

鈴木貞夫委員 聞き落としたんですけれども、2目の学童手当、そこところの扶助費、これもう一度ちょっと、これ学童への支給というふうに聞いたんですけれども、その辺のことをもう一度説明願います。

常井委員長 福祉課長櫻井史晃君。

櫻井子ども福祉課長 2目の児童手当の扶助費の5億6,000万円につきましては、お子様1人目から12歳までの間の方に、年齢とかによりまして変わってきます。3歳までは1万円だったと思うんですが、対象のお子様は7,500人ほど、月に生まれたり、誕生日で資格がなくなったりとかありますが、その対象が750人、それで4,700世帯に支給いたしました金額でございます。

常井委員長 鈴木裕士委員。

鈴木裕士委員 今の答えの中で、68ページ、19節負担金補助及び交付金、最初の説明では民間保育所へと私は聞いたような気がするんですが、今の質問に対する回答では市立のということ。

常井委員長 子ども福祉課長櫻井史晃君。

櫻井子ども福祉課長 言葉足らずで申しわけありませんでした。「私立」という意味で「しりつ」と申し上げました。民間保育所5カ所への補助金でございます。失礼しました。

常井委員長 質疑を終わります。

入れかえのため暫時休憩いたします。

2時10分まで休憩いたします。

午後1時59分休憩

午後2時09分再開

常井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、高齢福祉課所管の一般会計歳入歳出決算の審査に入ります。

歳入、歳出決算と続けて説明をお願いいたします。

高齢福祉課長川井健一君。

川井高齢福祉課長 では、高齢福祉課の歳入歳出決算についてご説明をいたします。

決算書の19、20ページをお開き願いたいと思います。

12款の分担金及び負担金でございます。2目の民生費負担金、2節の高齢者福祉負担金1,417万2,131円でございます。主なものにつきましては、老人施設の入所の措置の個人負

担金でございます。

次に、27、28ページをお開き願いたいと思います。

県補助金でございます。2目民生費県補助金、3節高齢者福祉費補助金228万8,000円、老人クラブ事業の補助金等でございます。

次に、31、32ページをお開き願います。

18款の繰入金でございます。2目介護保険特別会計繰入金、1節介護保険特別会計繰入金3,931万7,979円、平成19年度の特別会計への繰り入れに対して介護給付費等の精算金でございます。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。

61、62ページをお開き願いたいと思います。

民生費でございます。1目社会福祉総務費、28節繰出金でございます。10億9,408万6,690円のうち6億327万7,000円、介護保険特別会計への繰り出しでございます。

次に、下の段で3目高齢者福祉費でございます。8節の報償費408万7,747円、敬老関係の記念品でございます。

ページを返していただきまして、63、64ページでございます。

13の委託料でございます。4,636万2,839円でございます。主なものとしましては、在宅介護支援センターの運営事業費、軽度生活の援助事業、いきいきふれあい通所事業、愛の定期便委託事業等でございます。

次に、備品購入でございます。402万7,264円、緊急電話の購入をしております。

次に、19節負担金補助及び交付金7,200万5,454円でございます。主なものとしましては、老人クラブの事業費、配食サービス事業、敬老事業、水戸地方広域市町村圏の事務組合補助、シルバー人材センターの補助等でございます。

次に、20目扶助費でございます。8,718万7,084円、養護老人ホームの施設措置の入所者40名に対して支払っております。

以上で説明を終わりにさせていただきます。よろしくお願ひします。

常井委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

杉山一秀君。

杉山一秀委員 62ページと64ページに書いてあるんですけども、繰出金の中の介護保険というところがあります。これは施設に入れない人もいると思うんですけども、そういう場合には、1世帯当たりか1戸当たりかわかりませんが、幾らか補助を出すということがあるのでしょうか。

常井委員長 高齢福祉課長川井健一君。

川井高齢福祉課長 サービスを受けてない方の補助はありません。ただ、介護度3でお

むつの支給とか、4、5の在宅の方は1万円の補助とか、そういうことはあります。それ以外のサービスはございません。

常井委員長 杉山委員。

杉山一秀委員 もう一度お聞きしますが、介護施設に入れなくて、各家庭でお世話をしているという人がいますね。そういう場合に、つきっきりでやっている人もいますから、そういう方たちのお給料みたいなことは支払われないのでしょうか。

常井委員長 高齢福祉課長川井健一君。

川井高齢福祉課長 支払いはしておりません。

常井委員長 杉山委員。

杉山一秀委員 そうすると、全然支払ってないということは、無料で介護するということになるのでしょうかね。そういうことは余り聞いてなくて、幾らか補助があるみたいに聞いているんですよ。そういうことが一番大事なところですから。

常井委員長 杉山委員さん、発言中申しわけないんですが、質疑の範囲を超えているので、そういうことで終了してください。

鈴木(裕)委員。

鈴木裕士委員 成果報告書の110ページ、111ページ、ここで愛の定期便委託事業、昨年に比べると、人数若干ふえている、金額が大幅に減少した、この理由は何なのか。実施要綱見ればわかるのかもわからないですけれども、その辺の説明をお願いします。

それから、同じ成果報告書308、309ページ、敬老会の実行委員会交付金、これがふえているんですけれども、高齢者と、敬老会を実施した場所の数、この辺がどうなのか。

この2点についての回答をお願いします。

常井委員長 川井健一君。

川井高齢福祉課長 最初に、愛の定期便の利用者の増にもかかわらず金額がという件なんですが、平成20年度から、今までは月曜日から土曜日までということで実施していましたが、週3回、月、水、金ということに変更になりました。その関係で金額が変更になっております。牛乳3本かヤクルト6本、どちらかを選択していただきまして、安否確認ということも含めて配達をしているところでございます。

それと、敬老会の実行委員会の交付金でございます。それと実施数なんですが、総体の人数、友部地区が3,437名、各小学校で実施をいたしました。5カ所ですね。笠間地区につきましては3,989名、29カ所、各地区公民館であるとか、あとはお店を借り切ってやるとか、あとは老人関係の施設でやるとかということで29カ所でございます。岩間地区におきましては2,084名、各地区の公民館76カ所で実施をしております。

それと、交付金でございますが、こちらにあるように、1,993万3,804円ということで支出をしております。

常井委員長 鈴木(裕)委員。

鈴木裕士委員 先ほどの愛の定期便、頻度を減らしたということなんですけれども、減らすことによって受益者の方からの苦情と申しますか、申し出、こんなものがないのかどうか。それと、減らした理由というのは何なのでしょうか。

常井委員長 高齡福祉課長川井健一君。

川井高齡福祉課長 担当課の方の苦情は特別ございません。それと、変更になった理由なんですけど、先ほどもちょっと触れましたが、安否確認ということで、毎日型じゃなくて、週3回程度でもいいのではないかとということで、このような結果になっております。

常井委員長 鈴木貞夫委員。

鈴木貞夫委員 1件、63ページの老人医療給付費、これは高齡者福祉に関連していると思うんですが、5,556万円、これちょっとよくわからないので説明していただけますか、所管違うのか。

別の管轄ということね。

常井委員長 須藤勝雄委員。

須藤勝雄委員 62ページの8節、78万6,777円、これ敬老会の記念品だと今聞いたけど、敬老会の記念品というのは、どういう敬老会に対しての記念品なんです。

常井委員長 高齡福祉課長川井健一君。

川井高齡福祉課長 下から2行目の報償費の事業ですね。高齡者福祉費の報償費408万747円の方でございますか。

須藤勝雄委員 これは1人当たりどのぐらい。

川井高齡福祉課長 これは80歳、あとは米寿の方、あと100歳達成の方と最高齡者の方に市の方から記念品を贈っている金額でございます。

須藤勝雄委員 わかりました。

常井委員長 小園江委員。

小園江一三委員 64ページ、扶助費、40名分の老人、老人ホームへこれだけの金額を出しているというのは、市内の老人ホームは何カ所あるか。

常井委員長 高齡福祉課長川井健一君。

川井高齡福祉課長 これは市外の9カ所でございます。

常井委員長 質疑を終わります。

次に、笠間市介護保険特別会計歳入歳出決算の審査に入ります。

歳入、歳出決算と続けて説明を願います。

高齡福祉課長川井健一君。

川井高齡福祉課長 191、192ページの方をお開き願いたいと思います。

介護保険の特別会計歳入歳出決算についてご説明をいたします。

まず、1款で保険料でございます。1目第1号被保険者の保険料、1節現年度分の特別徴収保険料7億266万1,760円、これは第1号被保険者の年金からの天引き分の収入でござ

います。20節で現年度分の普通徴収保険料7,007万270円、第1号被保険者納付書口座振替等による収入でございます。

次に、国庫支出金でございます。1の国庫負担金、1目で介護給付費負担金6億2,461万3,872円、介護給付費の居宅分が20%、施設分が15%相当分の収入でございます。

国庫補助金、1目調整交付金2億479万6,000円、介護給付費5%相当分の収入でございます。

ページを返していただきまして、3目地域支援事業交付金2,043万8,325円、地域支援事業の40.5%相当分の収入でございます。

次に、6目介護従事者処遇改善臨時特例交付金3,522万6,761円、これは介護報酬改定に伴う介護保険料の上昇分の特例交付金の収入でございます。

次に、支払交付金でございます。1目の介護給付費交付金11億742万4,000円、支払基金からの収入で、介護給付費の31%相当分でございます。

次に、県支出金でございます。県負担金、1目介護給付費負担金5億4,317万2,000円、介護給付費居宅分12.5%、施設分の17.5%相当分の収入でございます。

ページを返していただきまして、7款の繰入金でございます。1目介護給付費繰入金4億5,616万円、介護給付費の5%相当分の収入でございます。

4目その他一般会計繰入金1億3,425万8,000円、職員給与費の繰入金でございます。

ページを返していただきまして、8款の繰越金でございます。1目繰越金2億1,948万5,289円、平成19年度の繰越金でございます。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

201、202ページをお開き願いたいと思います。

1款総務費です。1目介護認定審査会費、12節役務費1,428万7,200円、主治医意見書の作成手数料でございます。

次に、ページを返していただきまして、2款の保険給付費でございます。1目居宅介護サービス給付費10億9,151万6,637円、要介護者に対しての訪問サービス、通所サービス、短期入所サービスなどの在宅サービスの支出でございます。

次に、3目の地域密着型介護サービス給付費2億8,861万2,225円、要介護者に対するグループホーム等の入所者の支出でございます。

ページを返していただきまして、5目施設介護サービス給付費16億5,788万3,827円、特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型医療施設の入所者に対しての支出でございます。

9目居宅介護サービス計画給付費1億2,648万2,650円、要介護者に対してのケアマネジャーがケアプランの作成する費用でございます。

ページを返していただきまして、1目の介護予防サービス給付費1億5,083万4,402円、要支援者に対しての居宅介護サービスの支出でございます。

7目、一番下です。介護予防サービスの計画給付費1,807万3,000円、要支援者に対しての居宅介護予防サービス費を支出しております。

ページを返していただきまして、中段でございます。1目の高額介護サービス費5,525万5,680円、介護サービス費用の一部が自己負担となっておりますが、利用の上限を超えた分が、申請により介護サービス費として支出されるものでございます。

次に、1目の特定入所者介護サービス等費1億4,705万7,920円、これにつきましては、施設入所時に食費、居住費、日常生活費が個人負担になっておりますが、低所得者の方の施設利用が困難とならないよう、負担限度額を超えた分を支出するものでございます。

ページを返していただきまして、4款地域支援事業でございます。1目の介護予防特定高齢者施策事業費、12節の委託料1,652万8,240円、健康診査の際に実施した生活機能評価の委託料でございます。

次に、215、216ページをお開き願いたいと思います。

5款基金積立金でございます。1億7,537万2,761円、事務費等に繰り入れるための準備基金でございます。

次に、諸支出金でございます。2目償還金1,860万9,198円、平成19年度介護給付費等の国、県支払基金への返還金でございます。

ページを返していただきまして、1目の一般会計繰出金3,931万7,979円、平成19年度の介護給付費等の一般会計への返還金でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

常井委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の方は挙手をお願いします。

鈴木（裕）委員。

鈴木裕士委員 193ページ、6目で介護従事者処遇改善臨時特例交付金、これが3,500万円ちょっと受け入れています。それで、このお金がそっくり基金の積み立てに、215ページ、216ページで回っているんですね。そうすると、国の方から処遇を改善するために来たお金、これ何で処遇の改善に使わないで基金の積み立てに回しちゃうんですか。

常井委員長 高齢福祉課長川井健一君。

川井高齢福祉課長 この介護従事者処遇改善特例交付金につきましては、被保険者の方について、第3期介護計画で月額3,600円という金額を維持するための金額でございます。その基金を積み立てるということで、そちらの方にこれを充当しているということでございます。

ちょっと説明が足らなかったんですが、第3期が平成20年度で終わりました、21年度から第4期ということで、今まで3,600円ということでしたが、21年度も保険料を上げないということで、こちらの金額を充当しているということでございます。

常井委員長 鈴木（裕）委員。

鈴木裕士委員 ちょっと今の説明でもわからないんですけども、要は、20年度のお金として介護従事者の処遇をよくするためにお金が国から来たわけですよ。そうすれば、我々の考えとしては、20年度に介護従事者の処遇を改善するために使うべき、あるいはそれに市のお金プラスして使うべきだというのが一般的な考えかと思うんですけども、それがその処遇改善に使われないで、何で基金に回っちゃっているのか。基金に回したからには、来年度また使うということもあるかと思えますけれども、何で20年度に使わないで基金に回っちゃったのか。

常井委員長 福祉部長岡野正三君。

岡野福祉部長 今の質問なんですけど、介護従事者処遇改善臨時交付金につきましては、第4期介護保険の計画の中に入れるお金なんですね。21年度から23年度までに使うお金なんですね。それについては基金で積んでおいてくださいよと、3年間のうち当初の部分で2,000万円を取り崩して入れてくださいと。その次の年には残りの1,000万円を入れてくださいよというようなシステムになっているんですね。そういう中で月3,600円の金額を抑えているというような形で、20年度については基金として積んでおりますし、21年度以降も一部については基金で積んでいくというような形になります。

以上です。

常井委員長 鈴木貞夫委員。

鈴木貞夫委員 ちょっと確かめたくてあれしますけれども、209ページ、特定入所者介護サービス費というのは、1億4,705万円という数字ありますね。さっきの説明だとちょっとわかりにくかったので、もう一度、どういう人たちにこれ支給されるのか、その辺のことをちょっと詳しく説明してください。

常井委員長 高齢福祉課長川井健一君。

川井高齢福祉課長 先ほどもちょっと話したんですけど、低所得者対策ということで、施設利用が、先ほども言いましたが、困難とならないように、これは去年配布した介護保険のパンフレットなんですけど、介護保険の方から、住民税非課税の方であるとか、あとは生活保護の方であるとか、そういう方に対してこちらの方で支出をしているものでございます。

常井委員長 鈴木貞夫委員。

鈴木貞夫委員 文言でそれだけ聞いたのでは、具体的に全然わからない。非課税であったり、所得の低い人たちということは文章的にわかるけれども、具体的にそういう人たちに、例えば非課税の人には幾らぐらいまで支給されるのかとか、そういうふうにわかっているらば教えてください。

常井委員長 高齢福祉課長川井健一君。

川井高齢福祉課長 一般の方の食費をとると、普通ならば食費1,380円ということで

ございますが、低所得者の場合には、1段階から3段階までありまして、300円であるとか390円であるとか、650円であるとか、そういうふう抑えているということでございます。

常井委員長 鈴木貞夫委員。

鈴木貞夫委員 具体的にはその場に行かないとなかなかわからないような感じもしているわけですが、これだけの金額で何人ぐらいの人を予定しているのか、そこだけ教えてください。あと細かいことは、パンフその他いただきに行きますから。

常井委員長 高齡福祉課長川井健一君。

川井高齡福祉課長 延べで365名の方です。

常井委員長 海老澤 勝君。

海老澤 勝委員 一つ、介護認定審査会というのがありますよね。その中で、以前に文教厚生委員会の中でもこの仕組みについては説明を受けてありますが、改めてこうして決算書の中で数字を見てみますと、ひどくお金がかかっているような感じがするんですが、この間委員会の中でもそういうお話が出たと思うんですけれども、時給にするとかなり高額な金額が出ているということで、その辺見直すとか、もっと経費の節減を図るとかというような考えはどうでしょうか。

常井委員長 高齡福祉課長川井健一君。

川井高齡福祉課長 平成20年度は、正副委員長が1万5,000円、委員の方が1万3,000円ということなんです、前段で25名から30名の方の審査の内容を事前に検討していただいて、それを審査会に持ち寄ってその中で協議していただくということで、どうしてもこういう金額に、トータルで1回のものが10時間程度になってしまうという、事前の勉強も含めましてそういう時間的なものがあります。

それと、県内の委員報酬の額もございますが、こちらの方でも笠間市は中間ぐらいと、ほかと比較しましても中間ぐらいの金額でございます。

海老澤 勝委員 はい、わかりました。

常井委員長 質疑を終わります。

次に、笠間市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の審査に入ります。

歳入、歳出決算と続けて説明を願います。

高齡福祉課長川井健一君。

川井高齡福祉課長 224、225ページをお開き願います。

1款でサービス収入でございます。1目介護予防サービス計画費収入で1,824万4,500円、要支援者のケアプランの作成の手数料でございます。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、226、227ページをお開き願います。

2款でサービス事業費でございます。1目介護予防サービス計画事業費612万2,100円、

居宅介護支援事業者へのケアプランの作成の委託料でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

常井委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

常井委員長 質疑を終わります。

以上で、福祉部関係課所管の一般会計、特別会計歳入歳出決算の審査を終わります。大変ご苦労さまでございました。

ここで、入れかえのため暫時休憩いたします。

午後 2 時 4 1 分休憩

午後 2 時 4 3 分再開

常井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、産業経済部農政課所管の一般会計歳入歳出決算の審査に入ります。

歳入、歳出決算と続けて説明を願います。

農政課長山口忠栄君。

山口（忠）農政課長 農政課所管の分室及びグリーンツーリズム推進室を含む決算についてご説明させていただきます。

歳入についてご説明させていただきます。

19ページをお開き願いたいと思います。

13款使用料及び手数料、1項使用料、2目農林水産業使用料、1節農政使用料の46万5,800円は、「生き生き菜園はなさか」の使用料で、2件の月割がありました。全体では47人が利用しました。

25ページをお願いします。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、4目農林水産業費国庫補助金、2節農業費補助金463万3,000円は、強い農業づくり交付金で、原油高騰対策関連の補助金でございます。

27ページをお願いします。

15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金の2,944万4,667円のうち農政課所管分752万1,667円は、原油高騰緊急対策事業ほか9件の県補助金です。内訳は、主要施策成果報告書の312ページ、農業経営基盤強化資金利子補助金から地域数量調整円滑化推進事業補助金までの10事業でございます。

29ページをお願いします。

県支出金、3項委託金、3目農林水産業費委託金、1節農業費委託金の17万9,153円のうち、農政課所管分は8,153円で、家畜伝染予防事業費の県からの委託金でございます。

16款財産収入、2項財産運用収入、2目利子及び配当金、1節利子及び配当金の2,090

万2,618円のうち、農政課所管分は12万2,132円で、農業活性化対策基金の利子でございます。

35ページをお願いします。

18款繰入金、2項基金繰入金、16目農業活性化対策基金繰入金、1節農業活性化対策基金繰入金の230万4,571円は、農業活性化対策基金から一般会計に繰り入れた金額でございます。

41ページをお願いします。

20款諸収入、5項雑入、4目雑入、2節雑入のうち、農政課が執行した事業に対する雑入は178万7,528円で、成果報告書の70ページ、クラインガルテン借地料負担金のほか5件の収入でございます。なお、クラインガルテン借地料108万8,340円は立てかえ分でございます。そのほか、農業プラスチック処理、家畜伝染病予防検査、受益者負担金などがございます。

77ページをお願いします。

歳出についてご説明いたします。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費の決算額は2,951万3,163円で、標準的経費のほか、主要施策報告書の132ページ、農業経営基盤強化資金利子助成金事業から、136ページの強い農業づくり交付金事業までの15事業を実施しております。

新規事業としましては、省エネ設備導入支援の原油・肥料等高騰対策事業費及び省エネ型の機械設備導入支援の強い農業づくり交付金事業の助成を行いました。

補助金事業につきましては、主要施策報告書の312ページのわな猟免許取得助成金から、314ページの強い農業づくり交付金事業補助金までの15団体に補助を行っております。

主な不用額は、報酬は、農家組合員の減少に伴うものでございます。負担金補助及び交付金の68万506円の不用額は、わな免許及び農業被害防止等の申請者が少なかったこと及び利子支援の利率の変更、並びに生産調整などの補助条件の未達成者によるものでございます。

79ページをお願いします。

水田農業費の決算額は5,814万6,350円で、標準的事業のほか、主要成果報告書136ページ、水田農業構造改善推進事業から数量調整円滑化推進事業までの7事業を実施しております。

水田調整の達成率は、皆様のご協力により2.7%アップの95.4%を達成することができました。

補助事業につきましては、主要施策報告書の314ページ、水田農業推進センター活動事業補助金から、316ページの地域数量調整円滑化推進事業補助金までの6団体に補助を行っております。

特に、水田農業条件整備、暗渠排水関係なんですが、これは前年対比で9人増で52万

9,770円の増額補助を行っております。

5目畜産費の決算額は35万2,407円で、標準的事業を実施しております。補助金につきましては、結核・ブルセラ病の検査補助を行いました。

主な不用額は、負担金補助及び交付金8万2,600円で、これは県北地域畜産振興会の開催に伴う減でございます。

以上でございます。

常井委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

常井委員長 質疑を終わります。

入れかえのため暫時休憩いたします。

午後2時51分休憩

午後2時59分再開

常井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、農村整備課所管の一般会計歳入歳出決算の審査に入ります。

歳入、歳出決算と続けて説明をお願いします。

農村整備課長持丸正美君。

持丸農村整備課長 それでは、平成20年度の農村整備課所管の決算についてご説明を申し上げます。

まず、歳入についてご説明を申し上げます。

決算書の25ページをお開き願います。

14款国庫支出金、2項、4目農林水産業費国庫補助金、1節林業費補助金925万円は、林道本戸前山線舗装事業に伴う国補助金でございます。

27ページをお開き願います。

15款県支出金、1項、3目農林水産業費県負担金、1節農業費負担金6,172万5,300円は、小原地区及び南指原地区土地改良事業に伴う埋蔵文化財発掘調査委託料負担金でございます。

続きまして、4目、1節の農業費補助金2,924万4,667円のうち、1,682万4,000円が農村整備課所管のものでございます。主なものとしまして、旧陣屋地区の農道改良舗装工事、本戸地区の農道舗装工事、大田町地区の排水路整備工事等に伴う県補助金でございます。

続きまして、2節の林業費補助金3,821万8,500円は、林道本戸前山線開設及び舗装事業に伴う県補助金が主なものでございます。

続きまして、39ページをお開き願います。

20款の諸収入、4項、2目農林水産業費受託事業収入、1節の農林水産業費受託事業収入1,111万9,676円は、友部旧陣屋地区の農道改良舗装工事を笠間・水戸環境組合からの委託事業として2カ年事業で実施したものでございます。

続きまして、41ページ、5項、4目雑入、2節雑入3億6,781万1,920円のうち、霞ヶ浦用水事業計画償還制度による国営かんがい排水事業、水資源機構事業に対する償還助成金291万4,355円が含まれております。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。

79ページをお開き願います。

5款農林水産業費、1項、6目の農地費の支出済額6億6,326万5,798円は、農村整備課所管における支出でございます。

各事業内容等につきましては、主要施策の成果報告書の138ページから143ページに記載してございます。

まず、13節委託料6,500万5,150円の主なものは、小原及び南指原地区の土地改良事業に伴う埋蔵文化財調査費5,355万2,800円、その他県単事業である本戸地区農道舗装工事、旧陣屋地区の農道改良舗装工事、大田町地区排水路整備工事等に伴う設計業務委託料の支出でございます。

なお、611万5,000円の繰越金が生じておりますが、繰り越しの主な事由としまして、小原地区土地改良事業につきまして、経費削減のため補助事業と発掘調査を同時施工の予定でございましたが、県工事発注のおくれのため年度内完成が見込めないため、やむなく繰り越したものでございます。

次に、15節工事請負費4,512万9,000円の主なものは、県単事業として整備をいたしました旧陣屋地区農道改良舗装工事、それから大田町地区排水路整備工事、それに市単事業としまして泉地区ほかの農道舗装工事等に係る工事請負費等の支出でございます。

不用額の主な理由でございますが、大田町地区排水路整備工事につきまして、地元地権者と施工方法について調整しました。工事費削減を図ったものでございます。

続きまして、19節負担金補助及び交付金2億7,515万4,795円でございますが、この主なものとしまして、国営事業であります霞ヶ浦用水事業、石岡台地用水事業の工事負担に伴う償還等に8,011万6,610円、また県営事業である南指原及び箱田中央土地改良事業に伴う負担金4,284万3,095円、それから小原地区の畑総整備事業、滝川地区の土地改良事業に伴う事業負担金として3,329万円、農村整備総合整備事業に係る負担金4,725万円であります。

そのほか、農道整備事業及びため池整備事業に係る借入償還金3,623万8,187円、土地改良運営協議会事務補助費として1,590万3,000円、それから農地・水・環境保全向上対策事業に対する負担金として378万4,000円等が主なもの支出でございます。

28節の繰出金2億7,380万円は、友部、枝折川及び岩間南部地区等の農業集落排水事業建設費、管理費等に係る特別会計に対する繰出金でございます。

続きまして、2項、1目林業振興費でございます。

主要施策の成果報告書の142ページから145ページに、主な事業内容を記載しております。

1節報酬80万円は、森林機能緊急回復整備事業に伴う間伐作業推進員報酬でございます。ページを返していただきまして、81ページをお開き願います。

15節工事請負費1,901万5,500円の主なものは、森林機能緊急回復整備事業として、森林湖沼環境税を導入し、間伐等の森林整備に伴う工事請負費でございます。

続きまして、2目の林業費の事業内容等につきましては、成果報告書の144ページから145ページに記載してございます。

13節の委託料及び15節の工事請負費につきましては、林道本戸前山線開設及び舗装事業に伴う支出でございます。

以上で、農村整備課所管分についての説明を終わりにいたします。

常井委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。。

質疑のある方は挙手願います。

鈴木(裕)委員。

鈴木裕士委員 成果表の方でお願いしたいんですけども、143ページ、下から二つ目、子どもの森づくり事業補助金100万円あります。これについて、場所と面積、それとお金の使い道、それについての質問。

常井委員長 農村整備課長持丸正美君。

持丸農村整備課長 それでは、ご説明いたします。

子どもの森づくり推進事業についてでございますが、この場所につきましては、笠間市立岩間第一小学校の敷地内にあります、ちょうど体育館の後ろにあるんですが、その忠魂碑の周辺のところでございます。事業費としましては100万円の事業で実施をしております。

この内容でございますが、このところにつきましては、桜とかカラマツ等がありまして、その伐採等の委託料、並びに碎石等の整地作業等も行っております。

また、森づくりということでございますので、アケビ等スタジイ、シラカシとかクヌギ等の植木を植えまして、アケビ柵をつくったり、木製の通路をつくったり、それに伴う看板をつくったりということで、岩間第一小学校が実施した事業でございます。

面積等については、面積がちょっと出しづらいんですが、岩間第一小学校の敷地内ということでご了解を願いたいと思います。

常井委員長 須藤勝雄委員。

須藤勝雄委員 80ページ、13節の委託料、埋蔵文化財調査費が5,500万円ぐらいと言いましたけれども、小原と南指原、幾らぐらいかかっているのか。

常井委員長 農村整備課長持丸正美君。

持丸農村整備課長 南指原地区としては205万8,000円が委託料でございます。その残りとして小原地区ということで支出になります。

須藤勝雄委員 わかりました。

常井委員長 質疑を終わります。

入れかえのため暫時休憩いたします。

午後3時12分休憩

午後3時13分再開

常井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、商工観光課所管の一般会計歳入歳出決算の審査に入ります。

歳入、歳出決算と続けて説明を願います。

商工観光課長河原井規夫君。

河原井商工観光課長 それでは、商工観光課の決算の説明をさせていただきます。

まず、歳入の方から説明いたします。

恐れ入ります、決算書の19ページ、20ページをごらんください。

なお、成果報告書につきましては32ページからでございます。

まず、13款使用料及び手数料の1目総務使用料、1節公有財産使用34万5,800円のうち、つつじまつり開催時の公園敷地の使用料としまして23万2,500円を歳入しております。

3目の商工使用料の駐車場使用料は、荒町、鷹匠町駐車場の年末年始の有料駐車場の料金でございます。次の休憩施設の使用料は、愛宕山のフォレストハウスの使用料でございます。

続きまして、27、28ページの方をお願いいたします。

15款県支出金、2項県補助金、5目商工費県補助金といたしまして、茨城県がんばる商店街支援事業補助金としまして135万円。

次の29ページをお願いいたします。

4目商工費委託金17万520円は、観光動態調査の委託金でございます。

続きまして、16款財産収入の2目利子及び配当金につきまして、2,090万2,618円のうち、商工観光課分としましては8万4,499円を観光振興基金の利子としまして歳入をしております。

次に、飛びまして、33ページをお願いいたします。

18款繰入金の8目観光振興基金繰入金としまして、基金の方から4,971万1,000円を繰り入れております。これは佐白山周辺の観光振興事業へ充当しております。

次に、また飛びまして、39ページをお願いいたします。

20款諸収入、6目の自治金融預託金元利収入としまして2,803万4,093円を歳入しております。

次の41ページの方をお願いいたします。

5項、4目、2節の雑入ですけれども、商工観光課分といたしましては、この中の1,842万1,957円を歳入いたしております。主な内容としましては、つつじまつりの入園料としまして1,655万3,400円、その他菊まつり装飾用の菊鉢の貸付料とか信用保証料の返戻金等がございます。

以上が、商工観光課の歳入でございます。

続きまして、歳出の説明をいたします。

恐れ入りますが、決算書の81ページをお開き願います。

成果報告書につきましては、144ページから150ページの間でございます。

6款商工費の1目商工総務費でございますが、商工関係の人件費と、笠間、友部、岩間地区それぞれのたばこ小売組合関連の経費でございます。

次に、2目商工振興費でございます。これは主に、市街地活性化事業、ふるさと友部まつり、自治金融、振興金融、伝統的工芸品振興や石材関係、それに岩間工業団地の施設管理費、さらに笠間ファン倶楽部の関連の経費でございます。

13節委託料のうち、主なものといたしましては、岩間工業団地の公共施設の維持管理委託費及び石材団地の相続事務委託等でございます。

なお、繰越の300万円につきましては、笠間稲荷門前通りの整備計画の策定業務委託でございます。

次のページ、19節の負担金補助及び交付金でございます。この負担金につきましては、関係団体及び協議会の負担金で92万円ほど支出しております。それから、補助金につきましては、自治振興金融保証料の補給補助、それから利子の補給補助、さらに笠間工芸、岩間商工会へ補助金、岩間産業祭、それからふるさと友部まつり、そのほか中心市街地の活性化、伝統産業関係、稲田の石材団地の補助金等でございます。

不用額1,332万9,675円と出ておりますが、これは自治振興金融の補助金の不用額でございます。この不用額につきましては、年度末の申請にも対応可能とするため、減額補正をしなかったものでございます。

21節の貸付金2,800万円でございますが、これは自治金融の預託金としまして市内銀行へ、それから24節の投資及び出資金の470万円は、自治金融の損失補償寄託金としまして保証協会の方へ支出しております。

以上が、商工関係の歳出でございます。

続きまして、観光関係の歳出についてのご説明をいたします。

同じページで、2項観光費、1目観光総務費でございますが、これは観光関係団体の育成及び標準的事業の経費でございます。

7節の賃金については、これは観光大使の賃金等でございます。

次に、少し飛びまして、19節負担金補助及び交付金でございますけれども、これらの負

担金につきましては、観光周遊バスの運行負担金、それから水戸・笠間・大洗観光協議会、漫遊いばらきキャンペーン等の負担金でございます。さらに、補助金につきましては、岩間の夏まつり、北山桜まつり、笠間のまつり、さらに笠間観光協会に対する補助金等でございます。

続きまして、2目の観光振興費でございます。これにつきましては、つつじ祭り事業、菊まつり事業、フィルムコミッション事業、佐白山周辺整備事業、観光推進事業などが主なものでございます。

13節の委託料の1,448万3,625円ですけれども、これはつつじまつりの会場の設営費やガードマンの経費委託等でございます。さらには、観光推進マネジャーの委託料等もここに含まれてございます。繰り越しております48万3,000円につきましては、フィルムコミッションのホームページの作成委託料でございます。

15節の工事請負費につきましては、佐白山の周辺整備の工事費でございます。

17節公有財産購入費の280万円につきましては、これは佐白山周辺整備の工事の中でポケットパークの土地の購入費でございます。

19節の負担金補助及び交付金につきましては、上下水道の関係の負担金と、それから菊まつり連絡協議会の補助金等でございます。

続きまして、3目の観光施設費でございます。これにつきましては、愛宕山、それから工芸の丘公園、つつじ公園、北山公園、さらに駐車場及び菊栽培所の施設管理経費でございます。

賃金につきましては、菊栽培所の嘱託職員の賃金でございます。

需用費につきましては、各施設の電気料や水道料の光熱水費委員でございます。

それから、委託料につきましては、これは愛宕山管理の中の草刈り等の委託、それから工芸の丘の植栽管理委託、つつじ公園の管理委託、北山公園の管理や警備委託等でございます。

次の85ページの方をお開き願います。

14節の使用料及び賃借料でございますが、これは各施設の土地の賃借料でございます。

工事請負費の主なものにつきましては、愛宕山スカイロッジの防水等の工事、それから工芸の丘の屋根の塗装工事等でございます。

なお、繰越の450万円につきましては、これは地域活性化・生活対策臨時交付金事業で出しました450万円を工芸の丘の屋根の塗装修繕工事に充ててございます。

負担金補助及び交付金につきましては、芸術の森公園の施設運営協議会の負担金としまして70万円支出しております。

以上で、商工観光課所管の決算説明といたします。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

常井委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の方は挙手してお願いします。

鈴木裕士委員。

鈴木裕士委員 今の説明にちょっとかかわっていないんですけども、前に企画政策のところで質問しましたら、振興観光課ということだったので質問します。

成果書60、61ページ、ここの真ん中よりちょっと下の方で、ふるさと創生基金繰入金がありますね。その中で支出4項目あるんですけども、19年度は、岩間の天狗の郷バザールdeいわま運営補助金として出している、ことし20年度はなくなった。このなくなったことについて、支出はしているのかどうか。基金繰入金として扱ってないけれども支出しているのかどうか。もし支出してないとすれば、いわゆる地元から、あるいは主催者たちの要請というのはどうであったのか、この辺についての回答をお願いします。

常井委員長 商工観光課長河原井規夫君。

河原井商工観光課長 ご説明いたします。

バザールdeいわまの補助金の方でございますが、これにつきましては、ことし20年度は一般会計の方から補助金として出しております。

鈴木裕士委員 了解しました。

常井委員長 海老澤 勝君。

海老澤 勝委員 観光パンフレット、英語、韓国語、中国語、2,000部。それとこれはどうのような場所でどのような配布をしたとか、使い方ですね。それをちょっと教えてください。これは読んでもらわないとしようがないから。

常井委員長 河原井規夫君。

河原井商工観光課長 観光パンフレットも英語、韓国語、それから中国語等つくっております。それらにつきましては、ただいま稲荷神社とか、あそこに国際交流関係の人が集まったりしておりますので、稲荷神社、あとは駅前の案内所、笠間の駅前案内所ですね。そういうところに置いておきまして、外国人の方についてアピールしております。

常井委員長 海老澤 勝委員。

海老澤 勝委員 観光客が来て寄るようなところに置いてあると。これを持って特別どうこうということはないわけですね。

常井委員長 商工観光課長河原井規夫君。

河原井商工観光課長 それから、茨城空港などにも当然持っていくような形にもなってくると思います。

それから、東京方面に観光PRとしまして、結構笠間のいろいろなパンフを持ってPRを行っておりますので、そういうところでも外国語関係のパンフレット、または日本のパンフも含めまして、そこで配ったりもしているところでございます。

常井委員長 海老澤 勝委員。

海老澤 勝委員 「次世代へ伝承したい唄笠間」というやつはどのようなやつなんですか。見たことないので。

常井委員長 商工観光課長河原井規夫君。

河原井商工観光課長 笠間小唄のやつだと思んですが、この間東京の県人会の方へそれらの笠間のPRをやってまいりました。そのときに、芸妓組合の方も一緒に行っていたきまして、そこで踊りをやったり、そういう小唄のパンフを配ったり、お客様方にそういうおもてなしもということで配っております。

海老澤 勝委員 わかりました。

常井委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

常井委員長 質疑を終わります。

以上で、産業経済部所管の一般会計歳入歳出決算の審査を終わります。大変ご苦労さまでございました。

ここで、入れかえのため暫時休憩いたします。

午後 3 時 2 9 分休憩

午後 3 時 3 0 分再開

常井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、農業委員会所管の一般会計歳入歳出決算の審査に入ります。

歳入、歳出決算と続けて説明を願います。

農業委員会事務局長町田誠一君。

町田農業委員会事務局長 それでは、農業委員会関係の決算についてご説明をさせていただきます。

まず、収入からでございます。

決算書の27ページ、28ページをお開きください。

15款県支出金の中の2項県補助金でございます。その中の4目農林水産業費県補助金でございます。その中で、1節農業費補助金になるわけですが、全体で2,924万4,667万円の収入がございます。その中で、農業委員会の補助金として489万9,000円の収入がございます。これにつきましては、2の報酬、職員関係の報酬、共済関係の人件費等の補助金でございます。

次に、41ページ、42ページをお開きください。

上段の方になりますが、20款諸収入でございます。その中の4目雑入の部分になります。その中の2節雑入で3億6,781万1,920円の収入がございますが、そのうち農業委員会の分としましては、農業者年金事務委託金としまして60万9,700円、また・・・合理化事務委託金としまして3万円でございます。合わせまして63万9,700円の収入となっております。

次に、歳出の方についてご説明をさせていただきます。

77ページになります。

5款農林水産業費、1項農業費です。1目農業委員会費でございます。

歳出につきましては、報酬、給料、職員手当等の人件費のほか、旅費、交際費等がございます。旅費につきましては委員並びに職員の出張旅費、交際費につきましては委員さんのお見舞い、香典において支出しております。

委託料につきましては、農業委員会会議録の作成委託料として支出してあります。そのほか負担金補助及び交付金としまして、県の農業会議の方への支出として全体で101万8,700円を支出してあります。

以上が、農業委員会の歳入歳出の説明となります。よろしくご審議のほどお願いします。

常井委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

常井委員長 質疑を終わります。

以上で、農業委員会事務局所管の一般会計歳入歳出決算の審査を終了し、本日の日程は全部終了いたしました。

常井委員長 本日はこれにて散会いたします。

次の会議は明日11日午前10時から開会いたします。時間厳守の上、ご参集願います。

本日は大変ご苦労さまでございました。

午後3時34分散会